

# 新潟県土木部社会資本維持管理計画

令和8年3月

新潟県土木部

## ～目 次～

<b>【第 1 章 総括編】</b>		頁
1 - 1	はじめに	1
1 - 2	計画の概要	2
1 - 3	施設の現状	4
1 - 4	今後の取り組みの方向性	7
1 - 5	計画期間	13
1 - 6	計画目標	13
1 - 7	フォローアップ計画	14
<b>【第 2 章 個別施設編】</b>		
2 - 1	道路施設維持管理計画（橋梁編）	15
2 - 2	道路施設維持管理計画（トンネル編）	20
2 - 3	道路施設維持管理計画（洞門等編）	24
2 - 4	道路施設維持管理計画（舗装・消融雪ほか編）	28
2 - 5	河川施設維持管理計画（河川構造物編）	32
2 - 6	河川施設維持管理計画（ダム編）	40
2 - 7	海岸保全施設維持管理計画	43
2 - 8	砂防関係施設維持管理計画	47
2 - 9	公営住宅等長寿命化計画	52
2 - 1 0	流域下水道施設維持管理計画	56
2 - 1 1	都市公園施設（建築物）維持管理計画	63
2 - 1 2	防災情報システム維持管理計画	68

# 第1章 総括編

## 1-1 はじめに

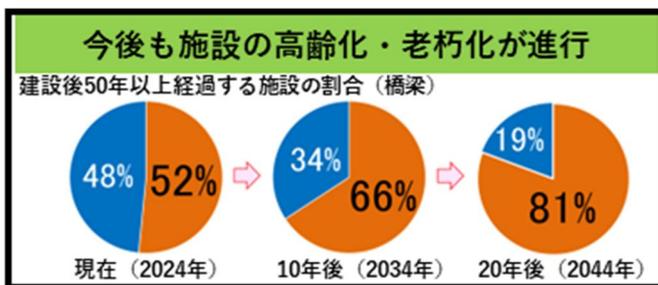
平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機に、平成 26 年 3 月にはトンネルや橋梁等の道路施設の定期点検が義務化され、平成 24 年 4 月には社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会における「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」が建議されるなど、社会資本の維持管理・老朽化対策の必要性、重要性が改めて広く認識された。

平成 26 年 6 月には新潟県土木部において、県民に安全で安心な社会資本を提供することを目的に、施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修が長期的な観点から行えるよう、道路や河川などの 12 施設を対象とした「新潟県土木部社会資本維持管理計画」を策定し、社会資本の維持管理・老朽化対策に取り組んできた。

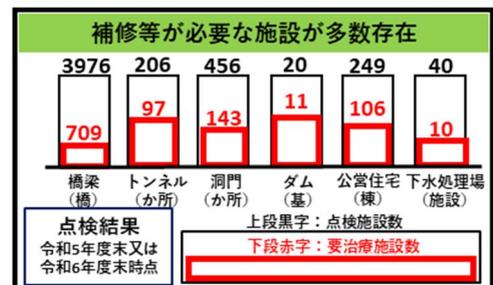
一方で、県の財政状況は厳しく、世代間の負担を平準化する観点から、令和 2 年 3 月に「新潟県行財政改革行動計画」のもと、公債費負担適正化計画が策定され、長期的な観点から計画的な事業管理を行うこととした。

そのため、社会資本に係る法定点検の結果を踏まえ、優先度・重要度の観点から事業着手の方針を定めるとともに、公債費負担適正化計画のもと老朽化対策を計画的かつ着実に進めるため、令和 4 年 3 月に「土木部社会資本維持管理計画」を改訂し、計画期間である令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で老朽化対策を集中的・計画的に進めてきた。

しかし、県内の社会資本の多くは、高度経済成長期と呼ばれる 1950 年代後半から 1970 年代前半に建設されており、橋梁では現時点で既に約 5 割の施設が建設後 50 年以上経過しているなど、今後も施設の高齢化、老朽化が更に進行していく状況にある。（図 1-1、図 1-2）



[図 1-1 建設後 50 年以上経過する施設割合（橋梁）]



[図 1-2 点検結果概要]

また、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしており、令和 7 年 6 月に閣議決定された第 1 次国土強靱化実施中期計画では、緊急的に対策を講ずる必要のある要緊急対応箇所の早期解消を図ることとしている。

さらに、近年、気候変動の影響により自然災害が全国的に激甚化・頻発化しており、災害から県民の命と暮らしを守り、日々の生活の安全・安心を確保するためには、今後も社会資本の計画的・効率的な維持管理・老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

以上から、これまでの点検結果や補修更新の実施状況を踏まえ、社会資本維持管理計画を改定し、令和 8 年度からの進め方や目標などを新たに設定したうえで、引き続き取組を進めて行く。

## 1-2 計画の概要

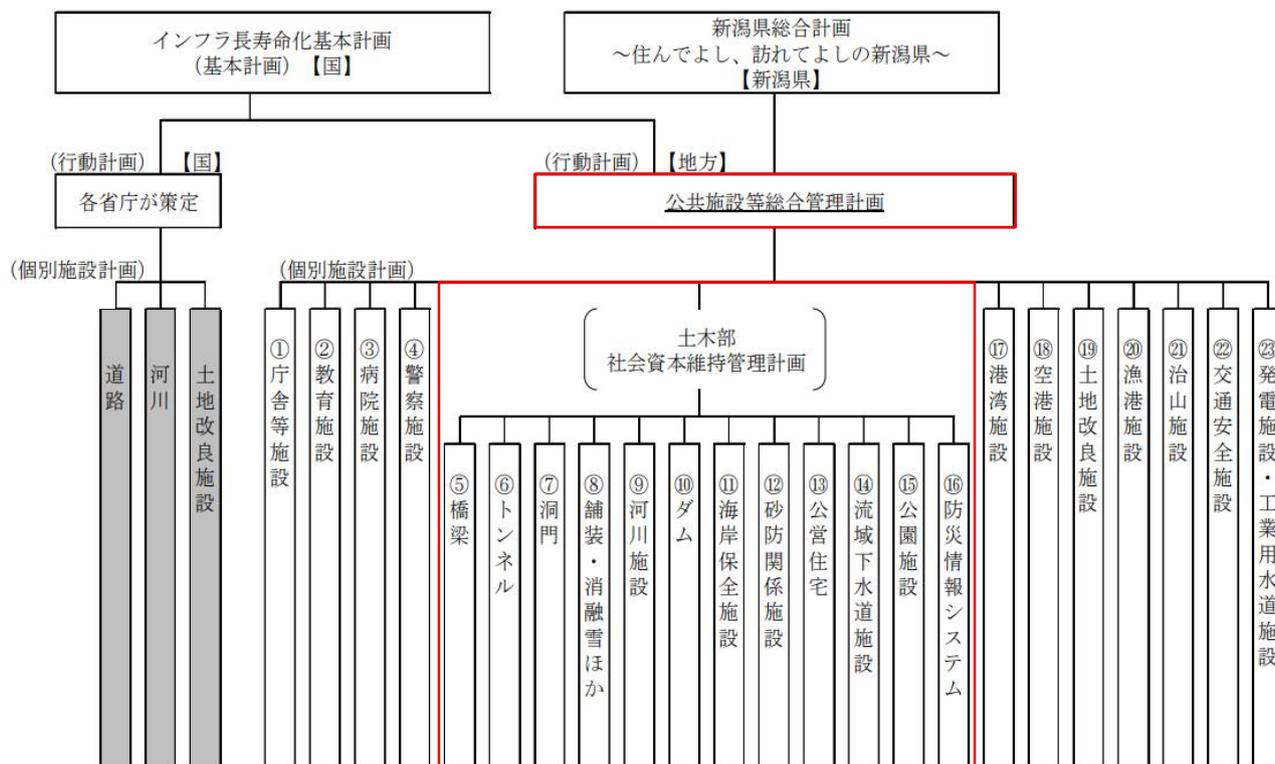
### 1) 計画の位置づけ

国では、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定した。

この計画においては、「地方公共団体は、インフラの管理者としての行動計画及び個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定すること」とされている。

県では、この行動計画として、平成26年10月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、個別施設計画として全23の計画を令和3年3月までに策定した。

本計画は、「公共施設等総合管理計画」の個別施設計画に該当し、12施設（橋梁、トンネル、洞門、舗装・消融雪ほか、河川構造物・ダム・海岸保全施設・砂防関係施設・公営住宅・流域下水道施設・公園施設・防災情報システム）に係る維持管理計画の考え方などを、総括的に「新潟県土木部社会資本維持管理計画」と位置づけたものである。（図1-3）



〔図1-3 計画の位置付け (H26.10 新潟県公共施設等総合管理計画より抜粋)〕

2) 対象 12 施設

本計画は、新潟県土木部が維持管理を行う下表 1-1 の施設を対象としている。

[表 1-1 対象施設一覧]

分野	対象施設	施設詳細・例
道 路	①橋梁	橋梁
	②トンネル	トンネル
	③洞門等	シェッド・シェルター・大型カルバート等
	④舗装・消融雪ほか	舗装、消融雪施設等
河 川	⑤河川施設	堤防、護岸、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、揚排水機場、管理橋など
	⑥ダム	本体、ダム設備関係
海 岸	⑦海岸保全施設	堤防、護岸、離岸堤など
砂 防	⑧砂防関係施設	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、雪崩防止施設
住 宅	⑨公営住宅	県営住宅
下 水 道	⑩流域下水道施設	管路施設、終末処理場、中継ポンプ場
公 園	⑪公園施設	特定建築物（スタジアム、野球場、植物園など）、公園管理事務所、トイレなど
共 通	⑫防災情報システム	統活局、監視局、中継局、観測局など

### 1-3 施設の現状

#### 1) 点検頻度等

施設の補修更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じて、経年劣化や利用に伴う破損等、変状を把握するための日常的な巡視・パトロール、劣化状況等を把握するため、下表1-2「施設点検頻度等一覧」のとおり、1年から10年に1回の定期的な点検を実施している。

[表1-2 施設点検頻度等一覧]

分野	施設名	定期点検頻度 [点検根拠]
道 路	橋梁	5年に1回の点検 [道路法]
	トンネル	5年に1回の点検 [道路法]
	洞門 (シェッド・シェルター) 等	5年に1回の点検 [道路法]
	舗装	概ね5~10年に1回の点検 [国土交通省基準]
河 川	河川施設 (河川構造物 (堤防・護岸等))	年1回の点検 [河川法]
	河川施設 (河川構造物 (ポンプ・水門等))	月毎の試運転、年1回の点検 [河川法]
	ダム	3年に1回の点検 [国土交通省基準]
海 岸	海岸保全施設	5年に1回の点検を目安 [海岸法]
砂 防	砂防関係施設	概ね5年に1回の点検 [国土交通省基準] ※前回点検にて対策不要とした施設等は10年に1回
住 宅	公営住宅	3年に1回の点検 [建築基準法]
下 水 道	流域下水道施設 (管路施設)	腐食環境下は5年に1回、他10年に1回 [下水道施行令] (※)
	流域下水道施設 (終末処理場・中継ポンプ場)	7年に1回の点検 [日本下水道協会等基準]
公 園	都市公園施設 (特定建築物)	3年に1回の点検 [建築基準法]
	都市公園施設 (特定建築物の建築設備)	年1回の点検 [建築基準法]
	都市公園施設 (公園管理事務所、トイレ等)	概ね5年に1回の点検 [国土交通省基準]
共 通	防災情報システム	年1回の点検 [国土交通省基準]

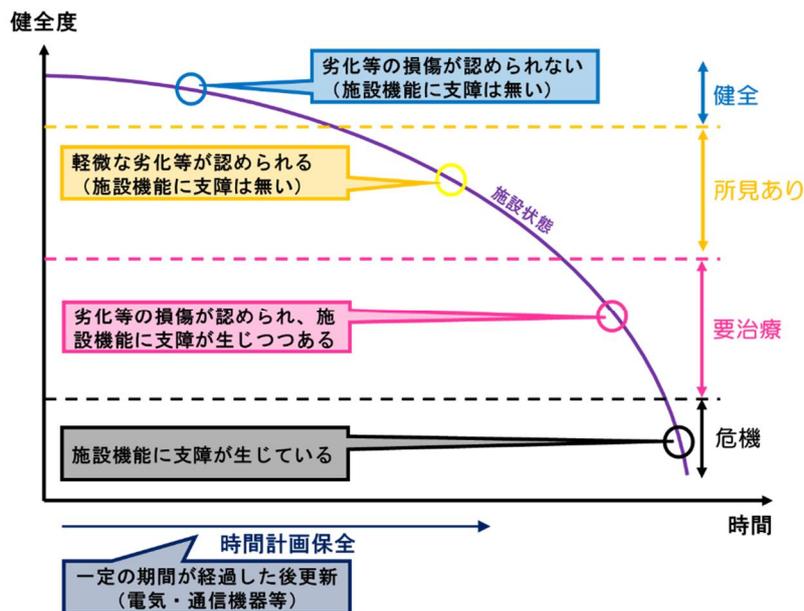
※流域下水道施設 (管路施設) については、国の専門委員会において点検頻度や方法等について検討が行われており、今後変更することがある。

2) 点検結果による健全度評価

国が示す基準により各施設で点検要領等が異なり、損傷程度及び支障発生の蓋然性に応じて、本計画では全施設共通の判定区分を設け、点検結果として整理した。施設状態は周辺環境などにより、その程度は異なるものの、基本的には図1-4のとおり、時間経過に伴い健全度が低下していく。損傷程度、施設機能の支障の有無などから、判定区分を「健全」「所見あり」「要治療」「危機」の4つに区分した。(表1-3)なお、各施設の判定区分と共通判定区分の関係は、下表1-4のとおりであり、各施設の判定区分については後述の第2章「個別施設編」にて解説する。

[表1-3 判定区分別一覧]

判定	[健全]	[所見あり]	[要治療]	[危機]
状態	劣化等の損傷が認められない	軽微な劣化等の損傷が認められる	劣化等の損傷が認められる	重度の劣化等の損傷が認められる (要緊急対応)
損傷程度	無	小	大	
施設機能	支障無し		支障が生じつつある	支障が生じている
支障発生の恐れ	無	小	大	



[図1-4 施設状態と判定イメージ]

【解説】時間計画保全とは

劣化や機能停止等により、建物全体に重大な被害が及ぶことを防止するため、予防的な保全の観点から耐用年数等を考慮して、定期的な修繕・更新を実施するもの。劣化の進行や拡大によって深刻な状況になる前に、点検により状態を把握し、その兆候に対して適切な補修更新等の措置を実施する状態監視とは異なる。

主に点検での状態監視が把握しがたい電気・通信設備が該当し、下水道終末処理場等の設備、防災情報システムなどの電気通信設備がこれに該当する。

[表1-4 健全度区分対応表]

判定区分 施設名	健全	所見あり	要治療	危機
橋梁	A、B	C1	C2、C3、C3+	E1、E2
トンネル	A	B、C1	C2、C2+	E
洞門（シェッド・シェルター）等	A、B	C1	C2、C2+	E1、E2
舗装	損傷レベル小	損傷レベル中	損傷レベル大	
河川構造物（堤防・護岸等）	A	B	C	D
河川構造物（ポンプ・水門等）	O	△1、△2	△3	×
ダム	C	B2	B1	A
海岸保全施設	D	C	B、A	A+
砂防関係施設	A	B	C	
公営住宅	A	B、C	D	
流域下水道（管路施設）	-	III	II、I	
流域下水道（終末処理場・中継ポンプ場）	5、4	3	2	1
都市公園（建築物）	A	B	C、D	
防災情報システム	C	B	A	A+

共通判定区分で整理した点検結果は下表1-5のとおり。

[表1-5 点検結果一覧表]

施設名	点検施設数	判定区分（施設数等）				判定区分（割合）			
		健全	所見あり	要治療	危機	健全	所見あり	要治療	危機
橋梁	3,976（橋）	1,535	1,732	709	0	39%	44%	18%	0%
トンネル	206（か所）	0	109	97	0	0%	53%	47%	0%
洞門（シェッド・シェルター）等	456（か所）	92	221	143	0	20%	48%	31%	0%
舗装	5,084（km）	3,372	1,439	273	0	66%	28%	5%	0%
河川構造物（堤防・護岸等）	2,559（km）	1,020	1,053	486	0	40%	41%	19%	0%
河川構造物（ポンプ・水門等）	294（か所）	20	192	82	0	7%	65%	28%	0%
ダム	20（基）	1	8	11	0	5%	40%	55%	0%
海岸保全施設	286（km）	189	86	11	0	66%	30%	4%	0%
砂防関係施設	5,723（か所）	3,494	1,686	543	0	61%	29%	9%	0%
公営住宅	249（棟）	23	120	106	0	9%	48%	43%	0%
流域下水道（管路）	267（km）	96	163	8	0	36%	61%	3%	0%
流域下水道（処理場等）	40（施設）	6	24	10	0	15%	60%	25%	0%
都市公園（建築物）	75（施設）	9	46	20	0	12%	61%	27%	0%
防災情報システム	337（局）	133	157	47	0	39%	47%	14%	0%

※基準日は第1次国土強靱化実施中期計画に準ずる（公営住宅、流域下水道はR7.3.31、その他はR6.3.31）

## 1-4 今後の取組の方向性

### ■目指すべき姿

老朽化施設が増加する中においても、人命を守り、社会経済活動を止めない、着実な「老朽化対策の推進」による「安全・安心に暮らし続けられる新潟県」の実現

### ■基本方針

国の第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組を活用し、優先度を踏まえ対策を着実に推進

これまで社会資本維持管理計画に基づき、定期点検により、施設の状態を把握し、点検結果から優先度を踏まえ、補修更新に取り組んできた。しかしながら、高度経済成長期に建設された施設の高齢化が一齐に進行しており、施設によっては最大約6割の施設で機能に支障が生じつつある劣化が確認されている。また、橋梁では建設後50年経過する施設の割合が現在の約5割から、20年後には約8割を超えるなど、施設の高齢化は進行していくため、老朽化施設の更なる増加が見込まれる。

施設の老朽化による健全度は、周辺の環境や利用頻度等により、様々な段階がある。行政による日常の監視体制により安全を保つ軽度の段階、修繕・補修をしないと支障が生ずる中度の段階、施設の入替えをしなければ安全が保てない重傷の段階など、それぞれの段階に応じた優先度の見極めと対策が重要となる。

老朽化に伴い、ダム、排水機場及び水門等の施設が機能不全に陥った場合、自然災害発生時のみならず、平時においても必要な排水が行えないなど、正常な治水機能が発揮できないことにより浸水被害が発生し、人命への危機や社会経済活動に影響を及ぼす恐れが想定される。同様に橋梁やトンネルなどが損傷により通行が不能となった場合においても、道路交通に支障が生じ、通勤通学などの日常生活や物流などの社会経済活動に支障が生じることも想定される。こうした生活・財産を守る観点や生活上のリスクが高いケースでは、優先的に対策を講じていくことが必要となる。

また、新潟県行財政改革行動計画による公債費負担適正化計画に基づき、限られた財源のもと着実に老朽化対策を講じていくためには、国の有利な補助金や地方財政措置を最大限に活用し、優先度を見極めながら重点的・集中的に対策を講じていくことが必要となる。

こうしたことから、県では、人命を守り、そして社会経済活動を止めない、着実な老朽化対策を推進し、安全・安心に暮らし続けられる新潟県を実現するため、下記二つの事項に取り組む。

#### 【二つの取組】

**取組Ⅰ** 重点的かつ集中的な補修更新の着実な推進

**取組Ⅱ** 国の有利な財源等を活用し、必要な予算を優先的に確保

【取組内容】

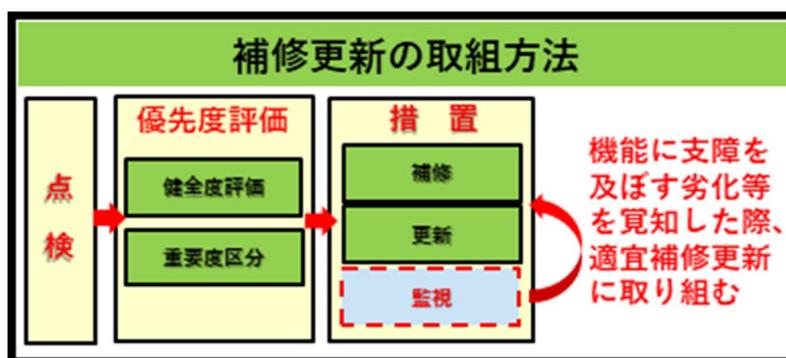
**取組Ⅰ 重点的かつ集中的な補修更新の着実な推進**

定期点検で把握した判定〔要治療〕以下の施設について、以下のとおり、重点的・集中的な補修更新を推進し、早期の機能回復を図る。

- ・点検結果に伴う健全度評価及び施設の重要度等に応じて優先度を定め、優先度が高い施設の補修更新に着手する。
- ・上記以外の施設は、日常的なパトロール、巡視などにより、劣化の進行を監視（経過観察）し、緊急度が高まった場合は、優先度評価に応じて補修更新に着手する。（図1－5）
- ・また、高度経済成長期に建設された施設が一斉に更新時期を迎えることから、老朽化施設の更新を前倒しするなど、更新時期の平準化に努めていく。

※優先度評価は各施設により異なるが、健全度と重要度との相関で順位付ける。（表1－6）

※施設の重要度（区分）は表1－7のとおり。



[図1－5 補修更新の取組方法]

[表1－6 優先度評価イメージ]

施設の重要度	健全度評価			
	危機	要治療	所見あり	健全
高	①	④	⑦	計画対象外
中	②	⑤	⑧	
低	③	⑥	⑨	

※優先度評価は健全度評価が悪い順に、施設の重要度が高い施設を優先して、①⇒⑨の順とし、健全度評価の「健全」は計画対象外。

[表1-7 施設の重要度(区分)]

分野	施設名	施設の重要度(区分)
道 路	橋梁	路線の重要度と損傷リスクの大きさから区分
	トンネル	路線の重要度と損傷リスクの大きさから区分
	洞門(シェッド・シェルター)等	路線の重要度と損傷リスクの大きさから区分
	舗装	路線の重要度から区分
河 川	河川施設(河川構造物(堤防・護岸))	河川背後の土地利用や浸水実績等の各種条件により区分
	河川施設(河川構造物(ポンプ・水門等))	河川背後の土地利用や浸水実績等の各種条件により区分
	ダム	全施設が機能不全に陥れば県民の生命・財産を脅かすため区分無し
海 岸	海岸保全施設	機能低下による被害の甚大さに応じ、施設種類から区分
砂 防	砂防関係施設	機能低下による被害の甚大さに応じ、施設種類から区分
住 宅	公営住宅	外壁落下の危険や漏水発生など生活に支障のおそれの有無で区分
下 水 道	流域下水道施設(管路施設)	機能低下による被害の甚大さに応じ、施設規模から区分
	流域下水道施設(終末処理場・中継ポンプ場)	全施設が機能不全に陥れば県民の日常生活を脅かすため区分なし
公 園	都市公園施設(建築物)	機能低下による社会的影響の大きさから区分
共 通	防災情報システム	施設の機能に応じ、その喪失した場合における住民避難への影響度から区分

**取組Ⅱ 国の有利な財源等を活用し、必要な予算を優先的に確保**

1) 有利な財源の活用

県財政の負担が少ない制度「第1次国土強靱化実施中期計画※」に基づく取組や地方債を活用することにより、最小の経費で事業費を最大化させ、補修更新を推進する。

**【解説】 第1次国土強靱化実施中期計画とは**

気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震等の発生の切迫、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくため、第1次国土強靱化実施中期計画が令和7年6月6日に閣議決定された。

本計画における「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、令和8年度から令和12年度までの5年間で概ね20兆円強程度を目途としており、計画期間内及び将来の目標が示されている。

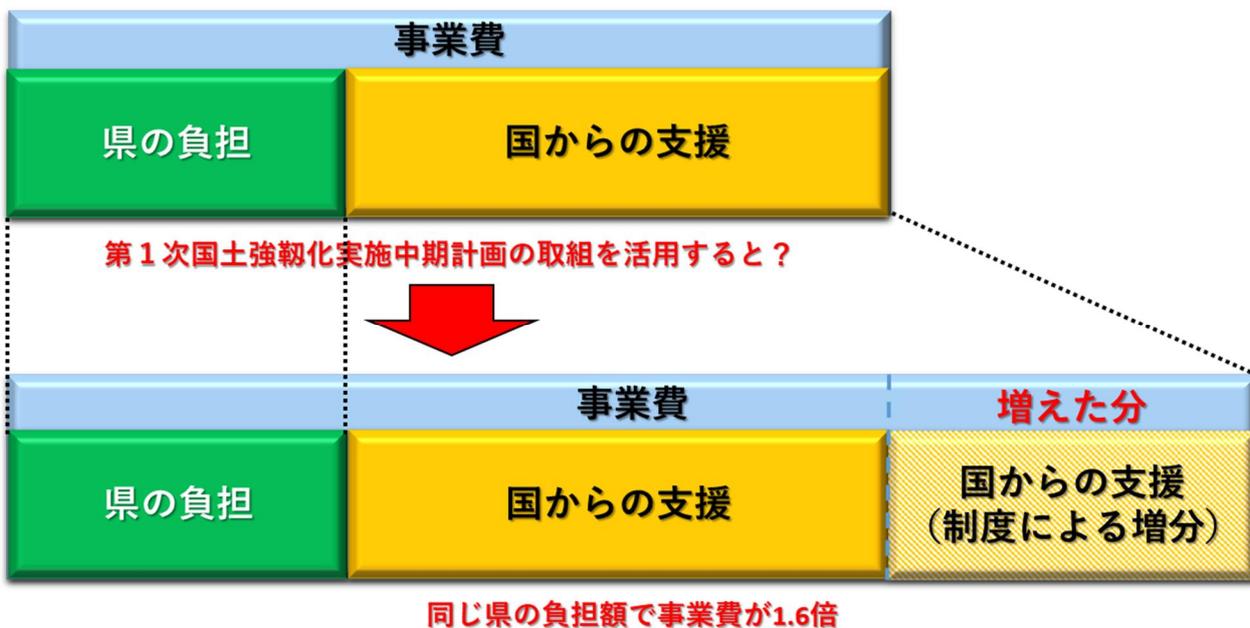
また、緊急的に対策を講ずる必要のある要緊急対応箇所の早期解消を通じて、「予防保全型メンテナンス」への本格的な転換が位置付けられている。

[参考：内閣官房HP]

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/dai1\\_chuukikeikaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html)

**【参考】 有利な財政制度について**

「第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組」は、事業費に占める県の負担が実質40%で取り組むことができる一般的な国の補助金や交付金と比較して、15%少ない実質25%となる財政支援を受けられることができる。同じ負担で1.6倍の事業費を賄うことができる有利な財政制度である。



## 2) 新技術・新材料の活用

施設の点検や診断などは、ドローン、非破壊検査、ロボット等の新技術の開発が進むとともに、これらを活用した効率的・高度化された点検手法等も広まりつつある。

新潟県においても施設の点検において、これまで、いくつかの新技術を採用している。

例えば、橋梁の下面は、従来、橋梁点検車により人による近接目視にて点検しているが、添架橋との離隔が狭い、または歩道橋など重量制限があり点検車が橋の上に乗れないなど、橋梁点検車を使用が困難な場合がある。このような課題に対し、遠隔操作で撮影されたビデオ映像を送ることが可能なロボットを活用し、経費削減、作業時間の短縮（外業）や点検環境（安全性）等の改善が図られている。

また、小規模橋梁を対象に、点検作業の省力化に繋がるアプリケーションを搭載したタブレット端末を活用しており、作業の効率化が図られ、点検費用削減などの効果が発現している。

流域下水道の管路施設の点検においては、これまで下水道圧送管路の内面状況を確認するための調査技術がなく点検が困難であったが、ガイド式挿入カメラを導入し、管路内の映像を撮影することにより管内の腐食状況が可視化され、施設状況の把握が可能となった。

引き続き、人の立ち入りが困難な空間においても安定した飛行が可能なドローンなどの活用を含め、管路施設の点検作業をより安全かつ効率的に行うための取組を進めていく。

想定される施設の高齢化による老朽化の進行に加え、限られた予算や人員の中で、インフラメンテナンスを確実に推進していくため、今後もこのような新たな技術などを活用し、生産性の向上や経費節減に取り組んでいく。



タブレットを活用した点検状況



下水道圧送管路点検カメラによる作業状況

### 3) 民間技術力の活用

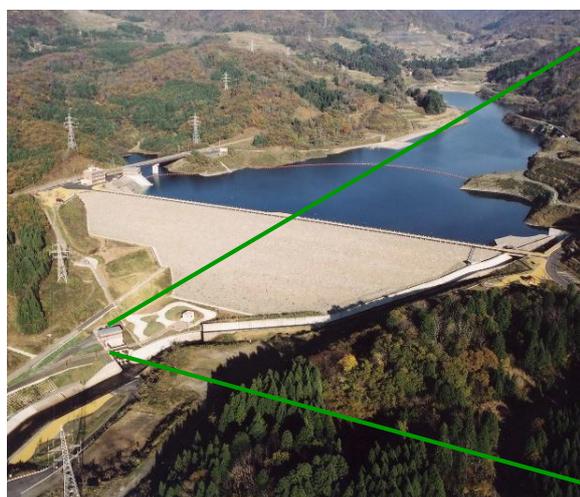
公共施設等の維持管理や更新を効率的かつ効果的に進めるためには、民間が有する技術力、ノウハウ、資金などを活用することが有効な手段の一つである。

このため、ダムや道路照明における ESCO 事業<sup>※1</sup>、公園や下水道分野における PPP/PFI<sup>※2</sup>手法の導入、さらには河川における公募型伐木の実施など、民間の力を活用した取組を進めて行く。

※1 ESCO 事業とは、民間事業者の資金により、新たな設備の設計や施工、設備の運転や維持管理を行う仕組みであり、施設管理費の軽減が期待される。

※2 PPP/PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待される。

#### 【事例】ダム ESCO 事業

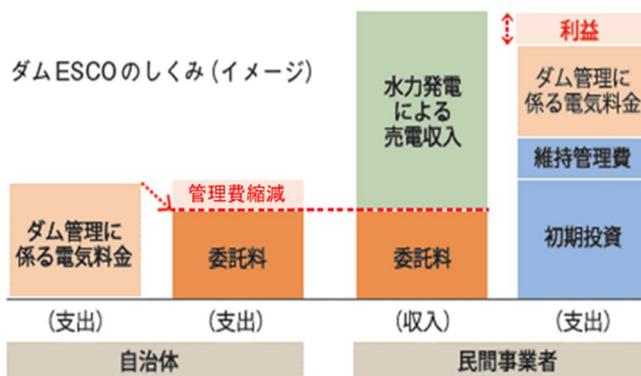


##### <自治体（県）>

- 水力発電設備の設置場所等を民間事業者に提供
- 民間事業者への委託料の支払い  
(従来のダム管理にかかる電気料金を上限)  
→従来との差額分の管理費を縮減

##### <民間事業者>

- 水力発電設備の導入と既存設備の省エネルギー化
- ダム管理にかかる電気料金の支払い  
→売電収入と委託料から水力発電の建設費・維持管理費を支払い、残額の利益を確保



### 1-5 計画期間

令和8年度～令和12年度までを計画期間として位置付ける。

### 1-6 計画目標

計画期間内に補修更新に着手する施設数を目標値として定め、計画的に取り組み、要治療の施設の補修更新を推進する。

#### ●計画目標

##### ■ 判定[要治療]の施設

各施設の重要度等に応じて優先度を定め、優先度の高い施設の補修更新等に着手する。特に、生命・財産を守る観点や生活への影響等を踏まえ、要治療施設のうち特に緊急性の高い施設については、計画期間内に全施設の補修更新に着手する。また、その他の施設も監視（経過観察）により劣化の進行を把握し、緊急度が高まった際には優先度評価に応じて、補修更新等に着手する。

##### ■ 電気・通信施設設備

劣化状態の把握が困難な電気通信施設は、点検等の状態監視の他、施設の耐用年数等を参考に経過時間等に応じて補修更新を実施する。[時間計画保全]

[表1-8 各施設の計画目標値等一覧表]

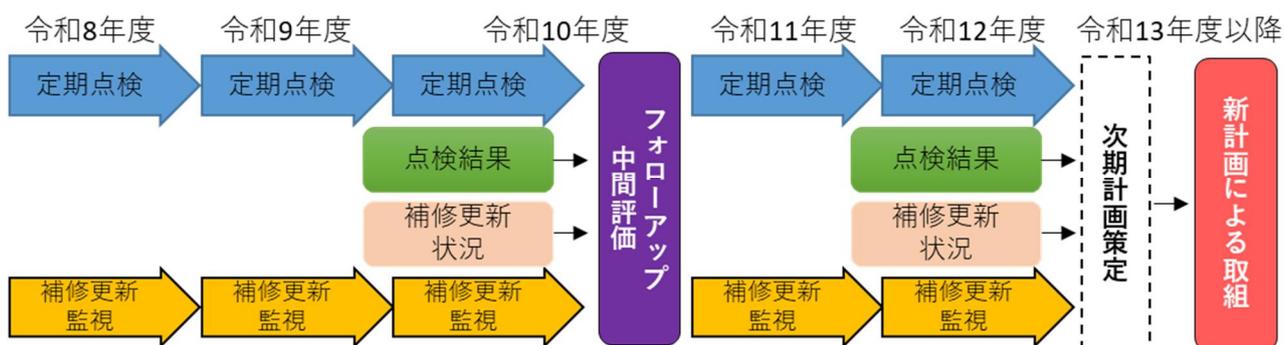
施設名	点検施設数	施設数	判定[要治療]		
			うち、特に優先度の高い施設		
			【現況値】 (優先度高) 施設数(A)	【目標値】 令和12年度までに着手 施設数(I) 1/I	
橋梁	3,976 (橋)	709	495	495	100%
トンネル	206 (か所)	97	97	97	100%
洞門(ヴェット・シルク)等	456 (か所)	143	143	143	100%
舗装	5,084 (km)	273	175	175	100%
河川(堤防・護岸等)	2,559 (km)	486	415	415	100%
河川(ホソワ・水門等)	294 (か所)	82	43	43	100%
ダム	20 (基)	11	11	11	100%
海岸保全施設	286 (km)	11	5	5	100%
砂防関係施設	5,723 (か所)	543	59	59	100%
公営住宅	249 (棟)	106	64	64	100%
流域下水道(管路)	267 (km)	8	6	6	100%
流域下水道(処理場等)	40 (施設)	10	10	10	100%
都市公園(建築物)	75 (施設)	20	20	20	100%
防災情報システム	337 (局)	47	47	47	100%

・計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

※重要度や機能喪失時の影響を踏まえ、特に優先度の高い施設を目標値設定上の対象施設とした。

### 1-7 フォローアップ計画

- 計画期間を通じて、補修更新の着手状況や、定期点検による新たな要治療施設を把握し、計画の進捗を管理する。
- 計画期間の中間年である令和10年度に中間評価を行い、補修更新の進捗状況や要治療施設数の増加状況を踏まえ、令和11年度以降の進め方を再検討する。
- 社会経済状況の変化や、計画期間中の要治療施設の増加状況、補修更新に係る進捗状況を踏まえ、令和13年度からの進め方や目標等を検討し、次期計画を策定する。



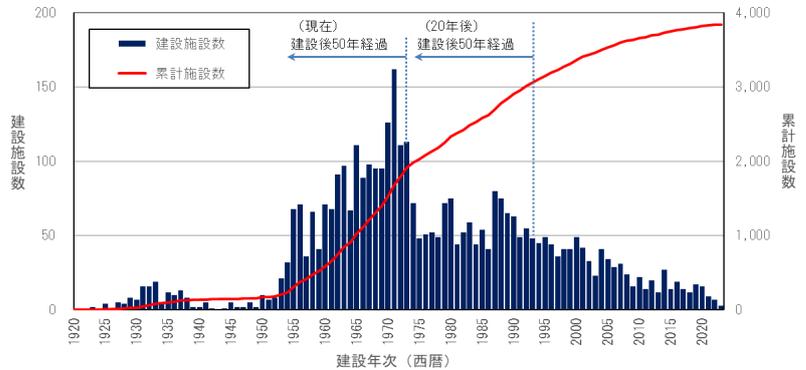
## 第2章 個別施設編

### 2-1 道路施設維持管理計画（橋梁編）

#### 2-1-1 施設の現状

新潟県が管理する橋梁は、4027橋（令和6年3月31日現在）あり、これらの多くは1950年代後半から1970年代前半の高度経済成長期に建設された。

このため、建設後50年以上経過する施設（高齢化施設）は、現在で50%以上、今から20年後の令和26年（2044年）には全体の80%以上と急激に増加しているところで、今後ますます補修や更新などの維持管理費用が膨大になることが予想される。



【建設年次別施設数の推移（橋梁）】※建設年次不明施設を除く

【現況施設数と高齢化施設数（令和6年3月31日現在）】

管理数 (橋)	高齢化施設数			
	現在		20年後	
	施設数(橋)	率	施設数(橋)	率
4027	1,913	50%	3,061	80%

#### 2-1-2 劣化状況（施設状態）

##### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

日常的な道路パトロールによる状態把握のほか、道路法に基づく点検として「新潟県橋梁定期点検要領」（以下「要領」という。）を定め、5年に1回点検を実施し、施設の状態を把握する。

##### (2) 点検結果による健全度評価

##### ● 健全度評価

橋梁の「健全度評価」には、道路法における健全度の評価区分（国区分）と、効率的な管理のため要領により細分化した県の評価区分（県区分）があり、以下のとおり全施設共通の判定区分に分類する。

「健全」：国区分Ⅰ（健全）、県区分A, B

施設の機能に支障が生じておらず、措置を必要としない状態

「所見あり」：国区分Ⅱ（予防保全段階）、県区分C 1

施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

「要治療」：国区分Ⅲ（早期措置段階）、県区分C 2, C 3, C 3+

施設の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態

「危機」：国区分Ⅳ（緊急措置段階）、県区分E 1, E 2

施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【橋梁の健全度評価】

健全度評価			判定の内容	状況（写真）
	国区分	県区分		
健全	I	A	損傷がない、あっても軽微で措置*を必要としない [写真] 損傷なし	
		B	軽微な損傷があり、当面は措置*を必要としないが、状況に応じて措置*を講ずることが望ましい [写真] 軽微な橋台のひびわれ	
所見あり	II	C1	予防保全の観点から、計画的に措置*を講ずることが望ましい [写真] 主桁全体に拡がりのある腐食、軽微な板厚減少	
要治療 (軽度)	III	C2	構造の安全性の観点から、措置*を講ずる必要がある [写真] 主桁の錆汁を伴うひびわれ、内部鋼材腐食の懸念	
(中度)		C3	構造の安全性の観点から、速やかに措置*を講ずる必要がある [写真] 下フランジの欠損、その先端の亀裂の疑い	
(重度)		C3+	C3のうち、特に損傷の進行が早い、又は耐荷力への影響が大きく、より早期に措置*を講ずる必要がある [写真] 上部工腐食による断面減少、部分的な孔食（貫通）	
危機	IV	E1	構造の安全性の観点から、緊急に措置*を講ずる必要がある [写真] 内部鋼材の破断	
		E2	第三者被害の懸念から、緊急に措置*を講ずる必要がある [写真] 跨線橋のボルトの脱落	

※ 措置 … 安全で円滑な交通の確保や利用者への被害防止のために行う対策、監視、通行規制のこと。具体的には、補修・補強などの対策、定期的あるいは常時の監視、対策を講ずる前の通行規制・通行止めの対応などがある。

（3）施設の重要度（区分）

施設の機能保全を前提に、限られた予算のなかで施設の特性や重要度に応じた維持管理を行うため、「路線の重要度」と「損傷リスクの大きさ」の評価から、「管理区分」を1～4の4段階に設定する。

「路線の重要度」は、その路線の道路ネットワークにおける役割を評価して設定する。

「損傷リスクの大きさ」は、施設の特性や設置環境、第三者への影響などを評価して、施設ごとに設定する。橋梁については、塩害\*環境の橋梁、跨線橋や跨道橋など第三者被害の可能性がある橋梁などを上位に区分する。

\* 塩害 … コンクリート中に多量の塩化物イオンが含まれることが原因で、コンクリート中の鋼材が腐食する劣化現象。海からの飛来塩分や凍結防止剤として路面に散布される塩分などにより塩害が起こりやすい地域では、劣化進行が早く更に再劣化のおそれがある。

				損傷リスクの大きさ		
				大	←	→
		塩害環境の橋梁 跨線橋・ 高速跨道橋		一般跨道橋		橋長15m未満 の橋梁 溝橋
路線の重要度	高	高規格道路 重要物流道路		管理区分1		
	↑	幹線道路等*		管理区分2		
	↓	幹線道路等以外		管理区分3		
	低			管理区分4		

【橋梁の管理区分のイメージ】

\* 幹線道路等 … 「行政」「医療」「産業」「観光」の拠点を結ぶ重要な道路、地域や集落への唯一のアクセス道路。

（4）優先度評価

施設の「優先度評価」は、「管理区分」と「健全度評価」によって行う。

【橋梁の優先度評価】

		健全度評価					計画 対象外
		危機	要治療			所見あり	
			(重度)	(中度)	(軽度)		
管理 区分	1	①	⑤	⑨	⑬	⑰	
	2	②	⑥	⑩	⑭	⑱	
	3	③	⑦	⑪	⑮	⑲	
	4	④	⑧	⑫	⑯	⑳	

優先度評価は、健全度評価が悪い順に、管理区分が高い施設を優先して① ⇒ ⑳の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

なお、優先度評価が同一の場合は、施設特性に応じた指標を用いて詳細順位を定めることとし、橋梁については、「路線の重要度」や「橋長」などの指標を用いる。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施数 （橋）	危機 （橋）	要治療 （橋）	所見あり （橋）	健全 （橋）
3,976	0	709	1,732	1,535

2-1-3 計画内容

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 道路施設については、道路ネットワークの安全性及び信頼性の確保を重要視し、共通の考え方で優先度評価を実施する。
- 施設の機能保全を前提に、優先度評価の高い順から補修等を実施していく方針とする。なお、現在の点検結果では、「危機」の施設はないため、「要治療」の施設から順に補修等を実施する。
- 優先度評価が低く、計画期間内に補修等が実施できない施設については、日常パトロールや定期パトロールにおいて劣化の進行を監視し、損傷の進行があった場合は重傷化する前に対応する。
- ライフサイクルコストの縮減効果を踏まえ、これまで進めてきた老朽橋梁の更新を加速するとともに、管理施設を削減するため、桁下の利用環境の変化に伴い不要となった橋梁の盛土形式への更新も進める。

2-1-4 達成目標 1) 補修目標

現況施設数（橋） （ア）	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数（橋） （イ）	率 （イ/ア）
495	495	100%

※ 要治療施設数のうち、優先度評価が⑤～⑭に該当する施設数

※ 計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間内に【要治療（重度）、要治療（中度）の全ての施設】、及び【要治療（軽度）の管理区分1及び2の施設】（優先度評価⑤～⑭の施設）の補修等に着手する。

なお、計画策定後に、優先度評価が高い新たな要治療施設を把握した場合は、その措置を優先する。

## 2) 橋梁更新目標

令和12年度までに着手
目標施設数（橋）
16

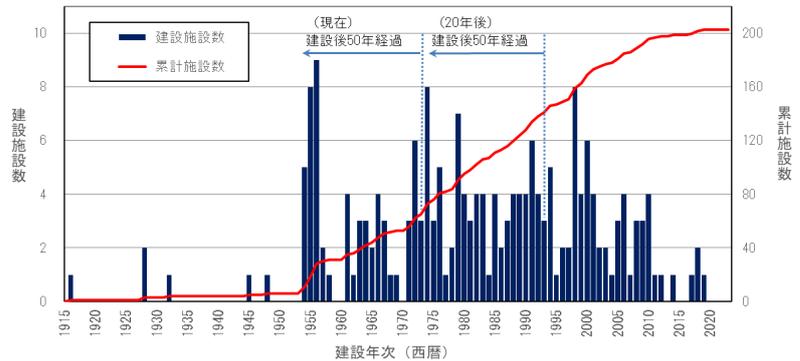
計画期間に、要治療施設の中から一部橋梁の更新に着手するとともに、更新に着手した橋梁については、完成までの補修を必要最低限にとどめることで、当面の補修費の縮減とライフサイクルコストの更なる縮減に努める。

## 2-2 道路施設維持管理計画（トンネル編）

### 2-2-1 施設の現状

新潟県が管理するトンネルは、207本（令和6年3月31日現在）あり、これらの多くは1950年代後半から建設された。

このため、建設後50年以上経過する施設（高齢化施設）は、今から20年後の令和26年（2045年）には全体の70%以上となり、今後、高齢化施設が急激に増加することで、補修などの維持管理費用が膨大になることが予想される。



【建設年次別施設数の推移（トンネル）】※建設年次不明施設を除く

【現況施設数と高齢化施設数（令和6年3月31日現在）】

管理数 (か所)	高齢化施設数			
	現在		20年後	
	施設数 (か所)	率	施設数 (か所)	率
207	73	35%	146	71%

### 2-2-2 劣化状況（施設状態）

#### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

日常的な道路パトロールによる状態把握のほか、道路法に基づく点検として、「新潟県トンネル定期点検要領」（以下「要領」という。）を定め、5年に1回点検を実施し、施設の状態を把握する。

##### (2) 点検結果による健全度評価

##### ● 健全度評価

トンネルの「健全度評価」には、道路法における健全度の評価区分（国区分）と、効率的な管理のため要領により細分化した県の評価区分（県区分）があり、以下のとおり全施設共通の判定区分に分類する。

「健全」：国区分Ⅰ（健全）、県区分A

施設の機能に支障が生じておらず、措置を必要としない状態

「所見あり」：国区分Ⅱ（予防保全段階）、県区分B，C1

施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

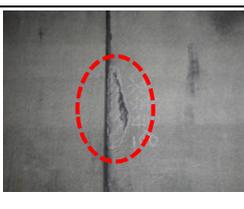
「要治療」：国区分Ⅲ（早期措置段階）、県区分C2，C2+

施設の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態

「危機」：国区分Ⅳ（緊急措置段階）、県区分E

施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【トンネルの健全度評価】

健全度評価			判定の内容	状況（写真）
	国区分	県区分		
健全	I	A	損傷がない、あっても軽微で措置※を必要としない 写真 損傷なし	
所見あり	II	B	軽微な損傷があり、当面は措置※を必要としないが、状況に応じて措置※を講ずることが望ましい 写真 覆工のうき・はく離 うきに重なるひび割れ等がなく、進行してもひび割れの閉合のおそれがない	
		C1	予防保全の観点から、計画的に措置※を講ずることが望ましい 写真 覆工のうき・はく離（アーチ部等に発生） ひび割れの進行により、将来的にひび割れの閉合の可能性がある	
要治療 (軽度)	III	C2	構造の安全性の観点から、速やかに措置※を講ずる必要がある 写真 覆工のうき・はく離 うき周辺のひび割れは閉合していないものの、ひび割れの進行により閉合が懸念される	
		C2+	C2のうち、特に利用者への影響が懸念され、より早期に措置※を講ずる必要がある 写真 坑門のうき・はく離 うき周辺のひび割れが閉合しブロック化しており、利用者への影響が懸念される	
危機	IV	E	構造の安全性の観点から、緊急に措置※を講ずる必要がある 写真 コールドジョイント部のうき・はく離 ひび割れが閉合し大規模にブロック化しており、利用者被害が懸念される	

※ 措置 … 安全で円滑な交通の確保や利用者への被害防止のために行う対策、監視、通行規制のこと。具体的には、補修・補強などの対策、定期的あるいは常時の監視、対策を講ずる前の通行規制・通行止めの対応などがある。

（3）施設の重要度（区分）

施設の機能保全を前提に、限られた予算のなかで施設の特性や重要度に応じた維持管理を行うため、「路線の重要度」と「損傷リスクの大きさ」の評価から、「管理区分」を1～4の4段階に設定する。

「路線の重要度」は、その路線の道路ネットワークにおける役割を評価して設定する。

「損傷リスクの大きさ」は、施設の特性や設置環境、第三者への影響などを評価して、施設ごとに設定する。トンネルについては、外力\*作用があるトンネルなどを上位に区分する。

※ 外力 … トンネルの外部から作用する力。地山の緩みや偏土圧など地形・地質によるものや地下水によるものなどがある。外力による変状は進展性があり、トンネルの構造安定性にかかる重要な変状である。

		損傷リスクの大きさ		
		大 ←—————→ 小		
		外力作用があるトンネル	矢板工法のトンネル	NATM工法のトンネル
路線の重要度	高	高規格道路 重要物流道路	管理区分1	
	↑	幹線道路等※	管理区分2	
	↓	幹線道路等以外	管理区分3	
	低		管理区分4	

【トンネルの管理区分のイメージ】

※ 幹線道路等 … 「行政」「医療」「産業」「観光」の拠点を結ぶ重要な道路、地域や集落への唯一のアクセス道路。

（4）優先度評価

施設の「優先度評価」は、「管理区分」と「健全度評価」によって行う。

【トンネルの優先度評価】

		健全度評価				
		危機	要治療		所見あり	健全
			(重度)	(軽度)		
管理区分	1	①	⑤	⑨	⑬	計画対象外
	2	②	⑥	⑩	⑭	
	3	③	⑦	⑪	⑮	
	4	④	⑧	⑫	⑯	

優先度評価は、健全度評価が悪い順に、管理区分が高い施設を優先して① ⇒ ⑯の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

なお、優先度評価が同一の場合は、施設特性に応じた指標を用いて詳細順位を定めることとし、トンネルについては、「路線の重要度」や「トンネル等級」などの指標を用いる。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施数 （か所）	危機 （か所）	要治療 （か所）	所見あり （か所）	健全 （か所）
206	0	97	109	0

2-2-3 計画内容

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 道路施設については、道路ネットワークの安全性及び信頼性の確保を重要視し、共通の考え方で優先度評価を実施する。
- 施設の機能保全を前提に、優先度評価の高い順から補修等を実施していく方針とする。なお、現在の点検結果では、「危機」の施設はないため、「要治療」の施設から順に補修等を実施する。
- 優先度評価が低く、計画期間内に補修等が実施できない施設については、日常パトロールや定期パトロールにおいて劣化の進行を監視し、損傷の進行があった場合は重傷化する前に対応する。

2-2-4 達成目標

1) 目標

現況施設数（か所） （ア）	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数（か所） （イ）	率 （イ/ア）
97	97	100%

※ 要治療施設数のうち、優先度評価が⑤～⑫に該当する施設数（要治療施設全数）

※ 計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間内は要治療施設全ての補修等に着手する。

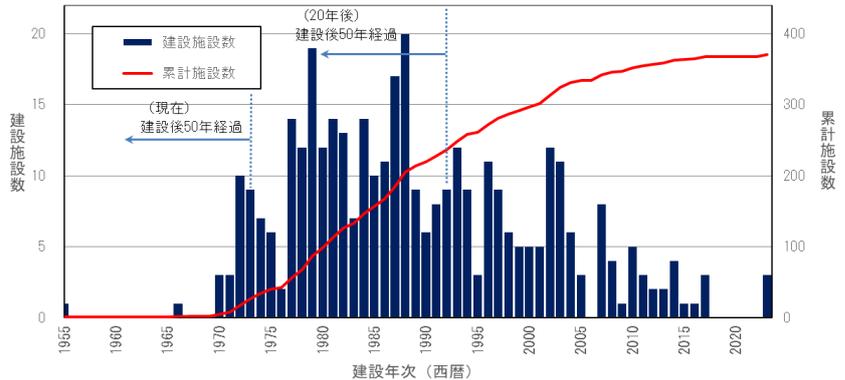
なお、計画策定後に、優先度評価が高い新たな要治療施設を把握した場合は、その措置を優先する。

## 2-3 道路施設維持管理計画（洞門等編）

### 2-3-1 施設の現状

新潟県が管理する洞門（シェッド・シェルター）は、402本（令和6年3月31日現在）あり、1970年代から建設が進み、その後も継続して建設された。

このため、建設後50年以上経過する施設（高齢化施設）は、今から20年後の令和26年（2045年）には全体の60%以上となり、今後、高齢化施設が急激に増加することで、補修などの維持管理費用が膨大になることが予想される。



【建設年次別施設数の推移（洞門（シェッド・シェルター））】  
※建設年次不明施設を除く

【現況施設数と高齢化施設数（令和6年3月31日現在）】

管理数 (か所)	高齢化施設数			
	現在		20年後	
	施設数(か所)	率	施設数(か所)	率
402	27	7%	249	67%

※このほかに大型カルバート等が54箇所ある

### 2-3-2 劣化状況（施設状態）

#### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

日常的な道路パトロールによる状態把握のほか、道路法に基づく点検として、「新潟県シェッド・シェルター定期点検要領」など「(以下「要領」という。）」を定め、5年に1回点検でを実施し、施設の状態を把握する。

##### (2) 点検結果による健全度評価

##### ● 健全度評価

洞門（シェッド・シェルター）等の「健全度評価」には、道路法における健全度の評価区分（国区分）と、効率的な管理のため要領により細分化した県の評価区分（県区分）があり、以下のとおり全施設共通の判定区分に分類する。

「健全」：国区分Ⅰ（健全）、県区分A、B

施設の機能に支障が生じておらず、措置を必要としない状態

「所見あり」：国区分Ⅱ（予防保全段階）、県区分C1

施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

「要治療」：国区分Ⅲ（早期措置段階）、県区分C2、C2+

施設の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態

「危機」：国区分Ⅳ（緊急措置段階）、県区分E1、E2

施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【洞門（シェッド・シェルター）等の健全度評価】

健全度評価			判定の内容	状況（写真）
	国区分	県区分		
健全	I	A	損傷がない、あっても軽微で措置※を必要としない [写真] 受台の軽微なひびわれ	
		B	軽微な損傷があり、当面は措置※を必要としないが、状況に応じて措置※を講ずることが望ましい [写真] 受台の漏水を伴うひびわれ	
所見あり	II	C1	予防保全の観点から、計画的に措置※を講ずることが望ましい [写真] 主梁の漏水・遊離石灰	
要治療 (軽度)	III	C2	構造の安全性の観点から、速やかに措置※を講ずる必要がある [写真] アーチリブ（支柱）の亀裂	
		C2+	C2のうち、特に損傷の進行が早い、又は耐荷力への影響が大きく、より早期に措置※を講ずる必要がある [写真] 頂版の剥離・鉄筋露出	
危機	IV	E1	構造の安全性の観点から、緊急に措置※を講ずる必要がある [写真] 横梁の剥離・鉄筋露出	
		E2	第三者被害の懸念から、緊急に措置※を講ずる必要がある [写真] 支柱の高力ボルトのゆるみ・脱落	

※ 措置 … 安全で円滑な交通の確保や利用者への被害防止のために行う対策、監視、通行規制のこと。具体的には、補修・補強などの対策、定期的あるいは常時の監視、対策を講ずる前の通行規制・通行止めの対応などがある。

（3）施設の重要度（区分）

施設の機能保全を前提に、限られた予算のなかで施設の特性や重要度に応じた維持管理を行うため、「路線の重要度」と「損傷リスクの大きさ」の評価から、「管理区分」を1～4の4段階に設定する。

「路線の重要度」は、その路線の道路ネットワークにおける役割を評価して設定する。

「損傷リスクの大きさ」は、施設の特性や設置環境、第三者への影響などを評価して、施設ごとに設定する。洞門（シェッド・シェルター）等については、塩害\*環境の施設などを上位に区分する。

\* 塩害 … コンクリート中に多量の塩化物イオンが含まれることが原因で、コンクリート中の鋼材が腐食する劣化現象。海からの飛来塩分や凍結防止剤として路面に散布される塩分などにより塩害が起こりやすい地域では、劣化進行が早く再劣化のおそれがある。

			損傷リスクの大きさ		
			大 ← → 小		
			塩害環境かつ 1984年指針※ 適用前の施設	塩害環境かつ 1984年指針※ 適用以後の施設	左記以外
路線の重要度	高 ↑	高規格道路 重要物流道路	管理区分1		
		幹線道路等*	管理区分2		
		幹線道路等以外	管理区分3		
	低 ↓		管理区分4		

【洞門（シェッド・シェルター）等の管理区分のイメージ】

\* 指針 … 1984年2月 道路橋の塩害対策指針（案）

\* 幹線道路等 … 「行政」「医療」「産業」「観光」の拠点を結ぶ重要な道路、地域や集落への唯一のアクセス道路。

（4）優先度評価

施設の「優先度評価」は、「管理区分」と「健全度評価」によって行う。

【洞門（シェッド・シェルター）等の優先度評価】

		健全度評価				
		危機	要治療		所見あり	健全
			(重度)	(軽度)		
管理区分	1	①	⑤	⑨	⑬	計画 対象外
	2	②	⑥	⑩	⑭	
	3	③	⑦	⑪	⑮	
	4	④	⑧	⑫	⑯	

優先度評価は、健全度評価が悪い順に、管理区分が高い施設を優先して① ⇒ ⑯の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

なお、優先度評価が同一の場合は、施設特性に応じた指標を用いて詳細順位を定めることとし、洞門（シェッド・シェルター）等については、「路線の重要度」や「施設延長」などの指標を用いる。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施数 （か所）	危機 （か所）	要治療 （か所）	所見あり （か所）	健全 （か所）
456	0	143	221	92

※大型カルバート等を含む

**2-3-3 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 道路施設については、道路ネットワークの安全性及び信頼性の確保を重要視し、共通の考え方で優先度評価を実施する。
- 施設の機能保全を前提に、優先度評価の高い順から補修等を実施していく方針とする。なお、現在の点検結果では、「危機」の施設はないため、「要治療」の施設から順に補修等を実施する。
- 優先度評価が低く、計画期間内に補修等が実施できない施設については、日常パトロールや定期パトロールにおいて劣化の進行を監視し、損傷の進行があった場合は重傷化する前に対応する。

**2-3-4 達成目標**

1) 目標

要治療		
現況施設数（か所） （ア）	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数（か所） （イ）	率 （イ/ア）
143	143	100%

※ 要治療施設数のうち、優先度評価が⑤～⑫に該当する施設数（要治療施設全数）

※ 計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間内は要治療施設全ての補修等に着手する。

なお、計画策定後に、優先度評価が高い新たな要治療施設を把握した場合は、その措置を優先する。

## 2-4 道路施設維持管理計画（舗装・消融雪ほか編）

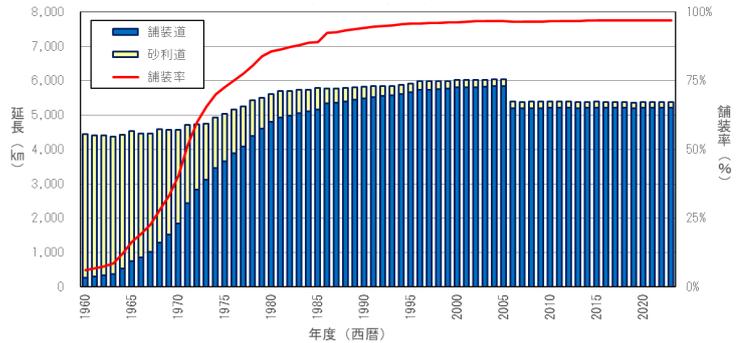
### 2-4-1 施設の現状

新潟県が管理する道路延長は、5,374 km（令和6年3月31日現在）であり、1970年代に舗装化が進み、現在では管理道路のほとんどが舗装されている。

このため、表層<sup>※</sup>の供用年数が使用目標年数<sup>※</sup>を超える施設（高齢化施設）が急激に増加しているところで、今後ますます補修などの維持管理費用が膨大になることが予想される。

また、消融雪施設などのその他道路施設<sup>※</sup>についても、同様に高齢化施設が増加することで、補修などの維持管理費用が膨大になることが予想される。

- ※ 表層 … 舗装において最上部にある層のこと。交通荷重を分散し、交通の安全性や快適性など、路面の機能を確保する役割がある。
- ※ 使用目標年数 … 表層を使い続ける目標期間として設定する年数。
- ※ その他道路施設 … 消雪パイプなどの消融雪施設、雪崩予防柵や落石防護柵などの防災防雪施設、標識や照明などの道路附属施設などがある。



【県管理道路延長と舗装率の推移】

【新潟県が管理する道路の現況（令和6年3月31日現在）】

管理延長 (km)	道路の現況		
	舗装道 (km)	砂利道 (km)	舗装率
5,374	5,212	162	97%

### 2-4-2 劣化状況（施設状態）

#### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

日常的な道路パトロールによる状況把握のほか、「新潟県舗装定期点検要領」や各施設の定期点検要領（以下「要領」という。）を定め、5～10年に1回点検を実施し、施設の状態を把握する。

また、消融雪施設は毎年度降雪期前に施設の点検を実施し、施設の状態を把握する。

##### (2) 点検結果による健全度評価

#### ● 健全度評価

舗装の「健全度評価」は、「新潟県舗装定期点検要領」により、以下のとおりの判定区分に分類する。

「健全」：損傷レベル小（健全）

管理基準に照らし、劣化の程度が小さく舗装表面が健全で、補修を行う必要がない状態

「所見あり」：損傷レベル中（表層機能保持段階）

管理基準に照らし、劣化の程度が中程度で、必要に応じて補修を行う必要がある状態

「要治療」：損傷レベル大（修繕段階）

管理基準に照らし、それを超過しており、速やかに補修を行う必要がある状態

【舗装の健全度評価】

健全度評価	判定の内容	状況（写真）
健全	劣化の程度が管理基準の範囲より小さく、舗装表面が健全で、措置※を必要としない 写真 線状の縦ひびわれが1列発生	
所見あり	劣化の程度が管理基準の範囲内で、必要に応じて措置※を講ずることが望ましい 写真 線状の縦ひびわれが2列発生（両わだち部）	
要治療	管理基準の範囲を超過しており、速やかに措置※を講ずる必要がある 写真 [上写真] 面状の縦ひびわれが2列発生（両わだち部） [下写真] 全面的にひびわれが発生	 

※ 措置 … 安全で円滑な交通の確保や利用者への被害防止のために行う対策、監視、通行規制のこと。具体的には、応急処置（パッチングや表面処理など）や補修（オーバーレイや打換えなど）などの対策、定期的あるいは常時の監視、対策を講ずる前の通行規制・通行止めの対応などがある。

（3）施設の重要度（分類）

施設の機能保全を前提に、限られた予算のなかで施設の特性や重要度に応じた維持管理を行うため、舗装については、路線の重要度などに応じて、道路をA～C2の4段階に分類し、それぞれに管理基準を設定する。

【舗装の道路分類と管理基準】

	道路分類	特性	管理基準			
			ひび割れ率 (%)	わだち掘れ量 (mm)	IRI※ (mm/m)	
路線の重要度 ↑ ↓	A	損傷の進行が速い道路 重要物流道路 または大型車交通量 1,000台/日・方向以上	高規格道路	20	25	3.5
	B			40	40	8
	C1	損傷の進行が緩やかな道路 大型車交通量 1,000台/日・方向未満	幹線道路等※	50		
	C2		幹線道路等以外	60		

※ I R I … 路面の平均的な縦断凹凸を示す指標

※ 幹線道路等 … 「行政」「医療」「産業」「観光」の拠点を結ぶ重要な道路、地域や集落への唯一のアクセス道路。

（4）優先度評価

施設の「優先度評価」は、「道路分類」と「健全度評価」によって行う。

【舗装の優先度評価】

		健全度評価		
		要治療	所見あり	健全
道路分類	A	①	⑤	計画対象外
	B	②	⑥	
	C1	③	⑦	
	C2	④	⑧	

優先度評価は、健全度評価が悪い順に、道路分類の重要度が高い施設を優先して① ⇒ ⑧の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

なお、優先度評価が同一の場合は、施設特性に応じた指標を用いて詳細順位を定めることとし、舗装については、「ひび割れ率」や「治道状況」などの指標を用いる。

2) 点検結果

（舗装）

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施延長 (km)	要治療 (km)	所見あり (km)	健全 (km)
5,084	273	1,439	3,372

（その他道路施設）

その他道路施設についても、要領に基づき点検を実施し、健全度評価及び優先度評価を行う。

**2-4-3 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 道路施設については、道路ネットワークの安全性及び信頼性の確保を重要視し、共通の考え方で優先度評価を実施する。
- 施設の機能保全を前提に、優先度評価の高い順から補修等を実施していく方針とする。
- 優先度評価が低く、計画期間内に補修等が実施できない場合については、日常パトロールや定期パトロールにおいて劣化の進行を監視し、交通に危険を及ぼすおそれのある異常を発見したときは速やかに応急処置を実施し、損傷が重傷化する前に対応する。
- また、工業団地など大規模な開発により大型車交通の流れが変化し、既存の舗装構造では耐荷力不足となる箇所では、路床改良や舗装構造の再構成などが必要であることから、将来のライフサイクルコスト低減のために舗装改築も取り入れる。

**2-4-4 達成目標**

1) 目標

（舗装）

要治療		
現況施設延長 (km) (ア)	うち令和 12 年度までに着手	
	目標施設延長 (km) (イ)	率 (イ/ア)
175	175	100%

※ 要治療施設数のうち、優先度評価が①～③に該当する施設数

※ 計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間内に【要治療の道路分類 A、B、C 1 の施設】の補修（優先度評価①～③）に着手する。【要治療の道路分類 C 2 の施設】やその他道路施設については、劣化の進行を監視し、損傷が重症化する前に対応する。

なお、計画策定後に、優先度評価が高い新たな要治療施設を把握した場合は、その措置を優先する。

## 2-5 河川施設維持管理計画（河川構造物編）

### 堤防・護岸

#### 2-5-1 施設の現状

新潟県が管理する河川数は、1,164 河川（管理延長：4,901km）（令和6年3月31日現在）である。

【新潟県が管理する河川の現況（令和6年3月31日現在）】

県管理河川					
		一級河川		二級河川	
河川数	管理延長[km]	河川数	管理延長[km]	河川数	管理延長[km]
1,164	4,901	764	3,330	400	1,571

#### 2-5-2 劣化状況（施設状態）

##### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

###### ●築堤区間

築堤区間（左右岸総延長：2,559km）においては、日常的な河川巡視による状況把握のほか、河川法に基づく点検として、設定した河川の区間区分に応じた点検方法により、1年に1回点検を実施し、堤防等の河川管理施設の状況を評価する。

###### ●掘込区間

掘込区間においては、日常的な河川巡視により護岸等の河川管理施設や土砂堆積、樹木繁茂等の状況を把握する。

※堤防が築堤されている区間を「築堤区間」、住居や農地がある側の地盤高が高く堤防のない区間を「掘込区間」と呼ぶ。

※一般的に「築堤区間」では、「掘込区間」に比べて堤防の決壊による水害の危険性が大きくなる。

（2）点検結果による健全度評価

「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省、令和5年3月）」に基づき、築堤区間において、変状箇所ごとに下記を区分により評価している。

【堤防・護岸の健全度評価】

健全度評価		判定の内容	状態（写真） （護岸の例）
	点検・評価要領		
健全	A	目視できる変状がない、施設の機能に支障が生じていない健全な状態	—
所見あり	B	軽微な変状が確認されるが、施設の機能に支障が生じていないため、経過を監視する必要がある状態  写真 護岸の欠損 護岸の石が一部欠損している	
要治療	C	変状が確認され、施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期対策が必要な状態  写真 基礎部の洗掘 護岸基礎部が洗掘している、又は護岸背面の空洞化が疑われる、次期出水により機能不全となる恐れがある	
危機	D	施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態  写真 護岸の崩壊 護岸が崩壊し一部流失している、施設機能を失い、背後の保全対象が洪水により侵食される恐れがある	

（3）施設の重要度（区分）

重要度は、「巡視区分 ab 区間」「巡視区分 cd 区間」により区分する。

【施設の重要度区分】

重要度区分	内容
巡視区分 ab 区間	下表の条件を総合的に判断し、治水安全上の影響が特に大きい区間 ・巡視区分 a 区間：概ね月 1 回巡視 ・巡視区分 b 区間：概ね年 3 回巡視
巡視区分 cd 区間	上記以外の区間 ・巡視区分 c 区間：概ね年 1 回巡視 ・巡視区分 d 区間：適宜巡視

巡視区分は、下記の条件で設定している。

【重要度の条件項目】

条件	条件設定理由
背後地の土地利用	洪水時の被害に大きく関係する土地利用（人家の有無など）
重要水防箇所	洪水による危険度の高い箇所
河川形状	洪水による被害の大きさに影響する堤防構造（堤防高さなど）
浸水実績	過去に発生した洪水による浸水実績の有無
地形	地形条件による越水、溢水時の影響範囲（平地、山地など）

（4）優先度評価

（築堤区間）

施設の「優先度評価」は、「重要度区分」と「健全度評価」によって行う。

【堤防・護岸の優先度評価】

重要度区分	健全度評価			
	危機	要治療	所見あり	健全
巡視区分 ab 区間	①	②	④	計画対象外
巡視区分 cd 区間		③		

優先度評価は、①⇒④の順とし、健全度評価の「健全」は計画対象外とする。

2) 点検結果

（築堤区間）

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

重要度区分	点検実施 延長 [km]	健全度評価 [km]			
		危機	要治療	所見あり	健全
巡視区分 ab 区間	2,559	0	415	1,053	1,020
巡視区分 cd 区間			71		

掘込区間においては、日常的な河川巡視により状況把握（異常の有無等を確認）を行っている。

**2-5-3 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- ・築堤区間の健全度評価が「要治療（巡視区分 ab 区間）」については、重点的・集中的な補修更新に着手し、早期の機能回復を図る。
- ・築堤区間の健全度評価が「要治療（巡視区分 cd 区間）」については、河川巡視や点検において劣化の進行を監視又は応急措置を行い、健全度評価が危機に移行した場合は、補修更新に着手する。
- ・健全度評価が「所見あり」の施設については、河川巡視や点検において劣化の進行を監視する。
- ・掘込区間については、定期的な河川巡視により状態を把握し、緊急度が高まった場合は補修更新に着手する。
- ・健全度評価が「危機」の施設は、随時対応する。
- ・河川改修事業によって老朽化施設を更新し、ライフサイクルコストの縮減につなげるなど、効果的な事業推進を図る。

**2-5-4 達成目標**

1) 目標

現況施設延長 [km] (ア)	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設延長 [km] (イ)	割合 (イ/ア)
415	415	100%

※要治療施設延長のうち、巡視区分 ab 区間の施設数

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間までに築堤区間の健全度評価が「要治療（巡視区分 ab 区間）」の補修更新（優先度評価②）に着手する。

また、河川改修事業によって老朽化施設を更新することで、維持管理費の更なる縮減に努める。

**ポンプ、水門等**

**2-5-1' 施設の現状**

新潟県が管理する樋門・排水機場・トンネル河川等の河川管理施設は 294 施設ある（令和 6 年 3 月 31 日現在）。1970 年前後の大水害（羽越水害他）後に多くの施設が整備された。

このため、建設後 50 年以上経過する河川管理施設（高齢化施設）は、20 年後には全体の全体の 57% となり、高齢化した施設が急激に増加することで補修や更新などの維持管理費用が膨大になることが見込まれる。



【建設年次別施設数の推移（ポンプ・水門等）】

【現況施設数と高齢化施設数（令和 6 年 3 月 31 日現在）】

管理数 [施設]	高齢化施設数			
	現在		20 年後	
	施設数[施設]	率	施設数[施設]	率
294	81	28%	167	57%

**2-5-2' 劣化状況（施設状態）**

1) 点検の考え方

(1) 点検内容及び必要頻度

日常的な点検のほかに、ゲート及びポンプ設備は、河川管理施設定期点検要領（新潟県土木部河川管理課、平成 26 年 3 月）を定め、月ごとに行う試運転や年に 1 度行う定期点検により、施設の状態を把握する。

（2）点検結果による健全度評価

河川管理施設定期点検要領に基づき、下記の総合的な評価している。

【ポンプ・水門等の健全度評価】

健全度区分		評価の目安	状況（写真） （ゲートの例）
	要領		
健全	○	正常であり、現在支障は生じていない 清掃により対応できる	
所見あり	△	1 劣化の程度は小さく、当面の間、継続して使用が可能 写真ゲート戸当り塗装劣化 塗装が劣化しているが、ゲート開閉に影響しない。	
		2 劣化がある程度進行しており、次回点検時までには必ずしも対策の必要はないが、計画的に対策をすることが望ましい 又は、現時点で、設備の機能に問題はないものの、劣化の進行状況から、今後、機能が失われる懸念があり、予防保全的に機器交換又は更新、整備等を実施するのが望ましい 写真ゲート戸当り塗装劣化、腐食進行 ゲート開閉がスムーズではないが、機能上問題はない	
		3 劣化の程度が大きく、2年以内に機器交換又は更新が必要なもの 写真ゲート戸当り腐食 腐食がさらに進行し、これ以上進行するとゲート開閉に支障が生じる恐れあり	
危機	×	緊急に対策を講じないと、施設の安全性、機能が確保できない 又は、日常業務に支障が生じる 写真ゲート主ローラー腐食 ローラーが機能しておらず、開閉困難。	

（3）施設の重要度（区分）

施設の重要度は、機能喪失時の家屋への影響等を踏まえ、(ii)、(i)の2つに区分する。

重要度区分	内容
(ii)	家屋への被害が想定されるもの
(i)	上記以外

（4）優先度評価

施設の「優先度評価」は、「健全度評価」によって行う。

【ポンプ・水門等の優先度評価】

重要度区分		健全度評価			
重要度 (優先度)	区分	危機	要治療	所見あり	健全
高 ↑ 低	(ii)	①	②	④	計画対象外
	(i)		③	⑤	計画対象外

優先度評価は①⇒⑤の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施数 [施設]		区分	健全度評価[施設]			
			危機	要治療	所見あり	健全
294	111	(ii)	0	43	61	7
	183	(i)		39	131	13

**2-5-3' 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 健全度評価が「要治療」となっている施設のうち、重要度区分が(ii)であるものは、重点的・集中的な補修更新等に着手し、早期の機能回復を図る。
- 健全度評価が「要治療」となっている施設のうち、重要度区分が(i)であるものは、監視により施設の状態を把握し、機能に支障を及ぼす可能性のある劣化進行等を覚知した場合は適宜、補修更新に着手する。
- 健全度評価が「所見あり」の施設は、監視により施設の状態を把握し、機能に支障を及ぼす可能性のある劣化進行等を覚知した場合は適宜、補修更新を検討する。
- 健全度評価が「危機」の施設は、随時、補修更新に着手する。

**2-5-4' 達成目標**

## 1) 目標

現況施設数[施設] (ア)	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数[施設] (イ)	割合 (イ/ア)
43	43	100%

※要治療施設のうち、家屋への被害が想定される施設数

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

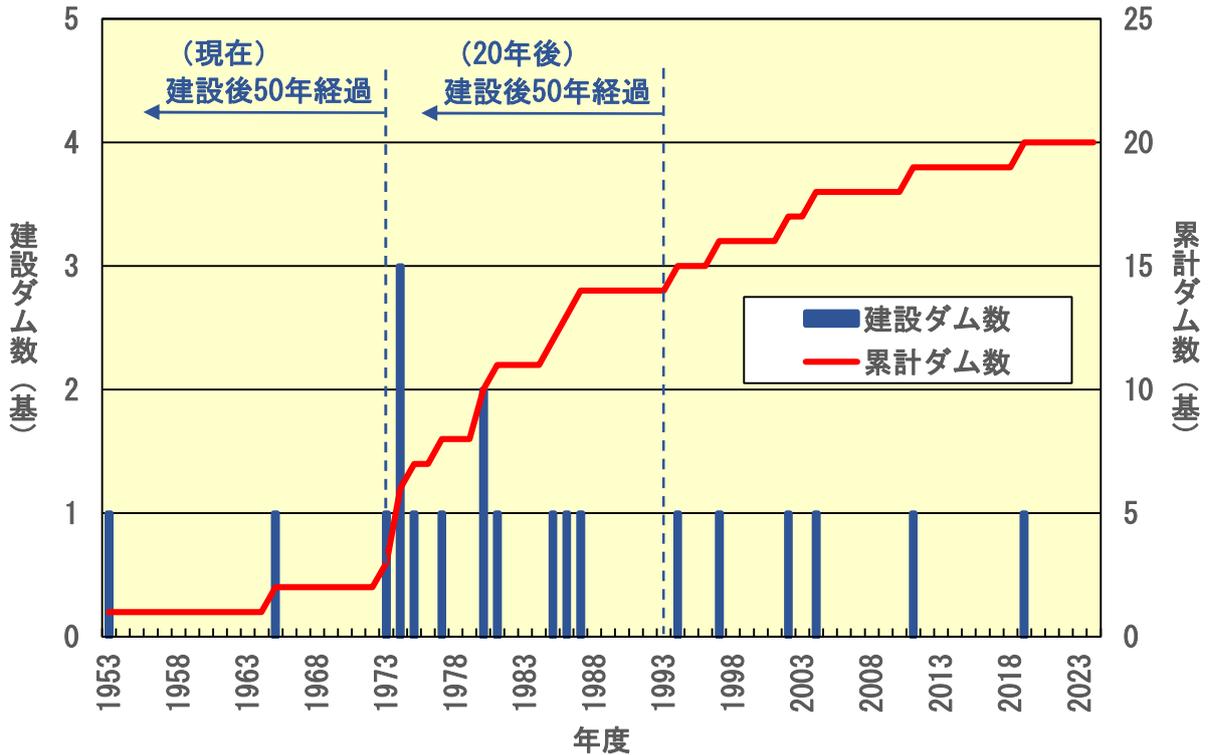
計画期間までに、健全度評価が「要治療」で重要度区分が(ii)の施設について、補修更新（優先度評価②）に着手する。

**2-6 河川施設維持管理計画（ダム編）**

**2-6-1 施設の現状**

新潟県が管理するダムは、2023年に70年目を迎えた「三面ダム」をはじめ、全体で20基（令和6年3月31日現在）ある。このうち1970年前後の大水害（羽越水害他）を契機に建設され、1973年～1987年に完成したダムが12基あり、短期間で集中的に整備されている。

このため、20年後に建設後50年以上経過するダム（高齢化施設）は全体の70%となり、高齢化したダムが急激に増加することで、補修や更新などの維持管理費用が膨大になることが見込まれる。



【建設年次別施設数の推移 (ダム)】

【現況施設数と高齢化施設数 (令和6年3月31日現在)】

管理数 [基]	高齢化施設数			
	現在		20年後	
	施設数 [基]	率	施設数 [基]	率
20	3	15%	14	70%

**2-6-2 劣化状況 (施設状態)**

1) 点検の考え方

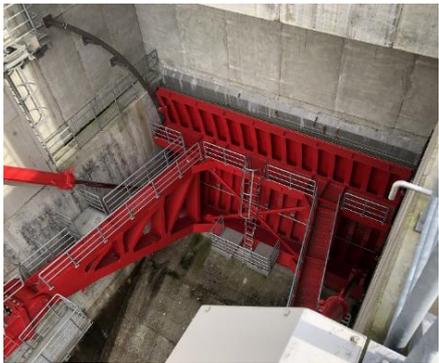
(1) 点検内容及び必要頻度

日常的な点検、巡視による状況把握のほか、「河川法第14条及び特定多目的ダム法第31条に基づくダムに係る操作規則の策定について(平成13年11月28日、国河環第78号・国河治第170号、河川局長通達)」(以下「通達」という。)に基づいて、定期検査(3年に1回)を実施し、施設の状態を把握する。

(2) 点検結果による健全度評価

通達に基づく検査として、「補助ダム定期検査実施要領」（令和2年3月26日、河管第1040号、河川管理課長通知）に基づき、下記の総合的な評価をしている。

【ダムの健全度評価】

健全度区分		評価の目安	状況（写真） （ゲートの例）
	要領		
健全	C	<p>ダムの安全性や機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続する。</p> <p><b>写真</b> 正常</p> <p>塗装や水密ゴムに劣化が少なく、漏水等が発生していない</p>	
所見あり	B	<p>ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、必要に応じて措置を講じる必要がある。</p> <p><b>写真</b> ゲート戸当り部水密ゴム劣化</p> <p>水密ゴムが劣化し、若干の漏水が発生しているが、貯水機能に与える影響は軽微。</p>	
要治療 ※	1	<p>ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、速やかに措置を講じる必要がある。</p> <p><b>写真</b> ゲート油圧シリンダー発錆</p> <p>油圧シリンダーの発錆が進行し、ゲート閉鎖が不完全となる恐れがある。</p>	
危機 ※	A	<p>ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある。</p>	

※ダム管理用制御処理設備（ダムコン）が整備されてから16年（電気通信施設維持管理計画作成の手引き（案）（国土交通省）による寿命）経過したダムは、障害が発生した場合のサポートや故障部品の調達が困難になるため、機能が保持されている場合でも「要治療」に区分する。

(3) 施設の重要度（区分）

ダムは、いずれの施設も機能不全に陥った場合、浸水被害につながるおそれが高いため、重要度による区分は行わない。

(4) 優先度評価

施設の「優先度評価」は、「健全度評価」によって行う。

【ダムの優先度評価】

重要度区分	健全度評価			
	危機	要治療	所見あり	健全
—	①	②	③	計画対象外

優先度評価は①⇒③の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検施設数 [基]	健全度評価			
	危機	要治療	所見あり	健全
20	0	11	8	1

**2-6-3 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 健全度評価が「要治療」のダムは、補修更新に着手する。
- 健全度評価が「所見あり」のダムは、前回補修更新からの経過年数が長い施設から補修更新に着手する。
- 健全度評価が「危機」のダムは、随時、補修更新に着手する。

**2-6-4 達成目標**

1) 目標

現況施設数 [基] (ア)	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数 [基] (イ)	割合 (イ/ア)
11	11	100%

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間までに、健全度評価が「要治療」の補修更新（優先度評価②）に着手する。

## 2-7 海岸保全施設維持管理計画

### 2-7-1 施設の現状

新潟県が管理する海岸保全区域は 118 地区海岸（令和 6 年 3 月 31 日現在）あり、補助事業による整備を開始した 1950 年代後半以前から海岸保全施設の整備を実施してきた。

【新潟県が管理する海岸施設の現況（令和 6 年 3 月 31 日現在）】

施設延長 [km]	施設種類別の延長[km]			
	沿岸施設（護岸、堤防等）		沖合施設（離岸堤等）	
	護岸、堤防	消波工	離岸堤	突堤
286	147	57	73	9

### 2-7-2 劣化状況（施設状態）

#### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

海岸巡視による状況把握のほか、海岸法に基づく点検として、「新潟県海岸保全施設維持管理マニュアル（新潟県土木部河川管理課、令和 6 年 4 月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき、5年に1回の点検を実施し、施設の状態を把握する。

(2) 点検結果による健全度評価

施設の「健全度評価」は、マニュアルに基づく区分により健全度を評価している。

【施設の健全度評価】

健全度評価		判定の内容	状況（写真） （波返し工の例）
	マニュアル		
健全	D	変状が発生しておらず、施設の防護機能上の支障がない状態	—
所見あり	C	軽微な変状は発生しているが、施設の防護機能上の支障がない状態 写真軽微なひび割れ 施設の表面に幅数 mm のひび割れが 1 方向に発生しているが、施設の防護機能に支障はない。	
要治療	B	変状が発生し、施設の防護機能が低下している状態 写真損傷が進行したひび割れ 施設の表面に幅数 mm のひび割れが複数方向に発生しており、放置すると防護機能が著しく低下する可能性がある。	
	A	大きな変状が発生し、施設の防護機能が著しく低下している状態 写真重度のひび割れ 施設を貫通するひび割れが発生しており、放置すると防護機能を喪失する可能性がある。	
危機	A+※	施設が破壊・流失し、施設の防護機能が喪失している状態 写真倒壊 施設が倒壊しており、防護機能を喪失している。	

※マニュアルにおける健全度評価区分は A~D の4段階評価となっており、上表の A+は新潟県土木部社会資本維持管理計画における健全度評価に合わせて便宜的に設定した区分である

(3) 施設の重要度（区分）

施設の重要度は、施設の種類や機能により区分する。

【海岸保全施設の重要度区分】

重要度区分	区分の内容
沿岸施設（護岸、堤防等）	機能の停止により甚大な被害が想定される施設
沖合施設（離岸堤等）	機能が停止しても即座に被害の発生等が見込まれない護岸、堤防以外の施設（離岸堤、人工リーフ、突堤等）

(4) 優先度評価

施設の「優先度評価」は、「重要度区分」と「健全度評価」によって行う。

【海岸保全施設の優先度評価】

重要度区分	健全度評価				
	危機	要治療		所見あり	健全
	A+	A	B	C	D
沿岸施設（護岸、堤防等）	①	②	③	⑥	計画対象外
沖合施設（離岸堤等）		④	⑤	⑦	

施設の優先度は①→⑦の順番とし、健全度評価の「健全」は計画対象外とする。

なお、優先度評価が同一の場合は、施設の背後にある「防護対象の重要度」などの指標を用いる。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

重要度区分	点検実施 延長 [km]	健全度評価				
		危機[km]	要治療[km]		所見あり[km]	健全[km]
		A+	A	B	C	D
沿岸施設（護岸、堤防等）	204	0	2	3	66	133
沖合施設（離岸堤等）	82	0	0	6	20	56

### 2-7-3 計画内容

#### 1) 実施方針・補修更新の進め方

- 健全度評価が「要治療（A・B）」の沿岸施設については、重点的・集中的な補修更新に着手し、早期の機能回復を図る。
- 健全度評価が「要治療（A・B）」の沖合施設については、海岸巡視や点検において劣化の進行を監視し、健全度評価が危機に移行するなど緊急度が高まった場合は、補修更新に着手する。
- 健全度評価が「所見あり」の施設については、海岸巡視や点検において劣化の進行を監視する。
- 健全度評価が「危機」の施設については、随時対応する。

### 2-7-4 達成目標

#### 1) 目標

要治療		
現況施設延長[km] (ア)	うち令和12年度までに着手	
	目標施設延長[km] (イ)	割合 (イ/ア)
5	5	100%

※要治療施設延長のうち、沿岸施設（護岸、堤防等）の施設数

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

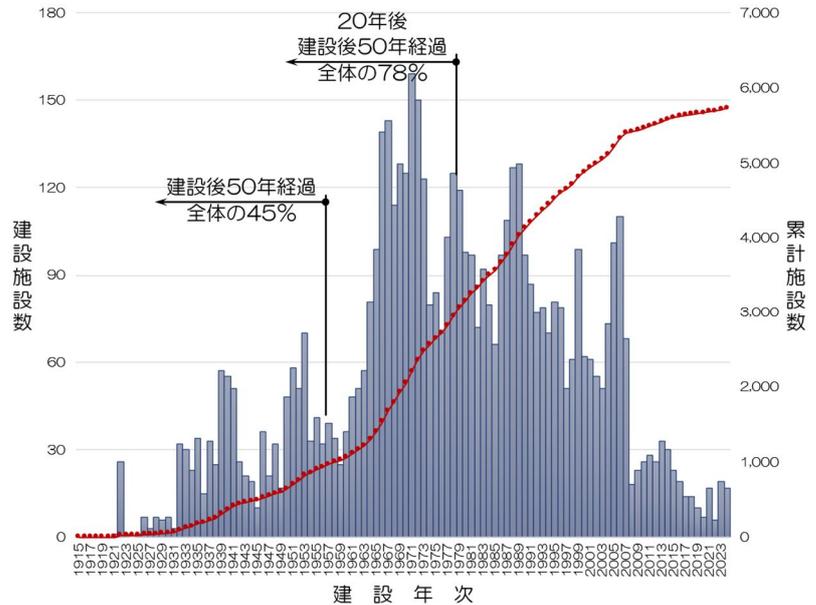
計画期間までに健全度評価が「要治療（A・B）」の沿岸施設の補修更新（優先度評価②・③）に着手する。

なお、健全度評価が「要治療（A・B）」の沖合施設については、海岸巡視や点検において劣化の進行を監視するが、計画期間内に健全度評価が「危機」に移行するなど、緊急度が高まった場合は被害が甚大化する前に対応する。

## 2-8 砂防関係施設維持管理計画

### 2-8-1 施設の現状

新潟県が管理する砂防関係施設（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設）は、5,723 施設（令和6年3月31日現在）あり、これらの多くは1960年代後半から1970年代前半の高度経済成長期に建設された。このため、建設後50年以上経過する砂防関係施設は20年後には全体の70%以上となり、高齢化する施設数が急激に増加することで、補修や更新などの維持管理費用が膨大となることが予想される。



【建設年次別施設数の推移】

砂防関係施設における建設後50年以上経過している高齢化施設は以下のとおり。

【現況施設数と高齢化施設数（令和6年3月31日現在）】

砂防関係施設 (施設数)	高齢化施設			
	現在		20年後	
	施設数	率	施設数	率
5,723	2,563	45%	4,440	78%

### 2-8-2 劣化状況（施設状態）

#### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

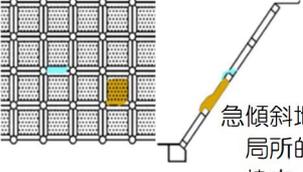
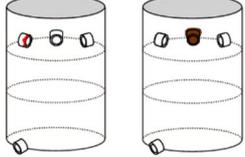
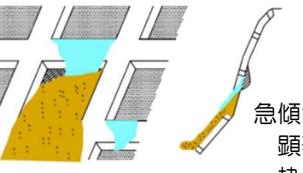
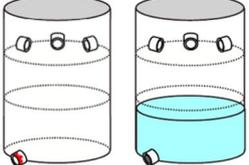
点検（点検、診断・評価）は、「施設の現状を把握し、不具合の早期発見、適切な処置により、保全対象、利用者および第三者への安全を確保すること」および「点検データ（基礎資料）を蓄積し、点検の充実や予防保全対策の拡充、計画的な補修や更新時期の最適化など効率的・効果的な維持管理につなげる」ために行う。

点検の種類には、効率的・効果的な維持管理を行うために、概ね5年に1回実施する定期点検、異常降雨や地震など異常現象の後に行う臨時点検、損傷原因や程度が不明な場合に実施する詳細点検の3種類がある。ただし、定期点検において、前回点検で対策不要と判断される場合や保全対象直上流の砂防堰堤、各溪流の最下流砂防堰堤等特別な条件下にある施設以外は10年に1回とする。なお、点検者は、点検・診断に関する一定の技術・知識・経験が必要である。

(2) 点検結果による健全度評価

●健全度区分

新潟県砂防関係施設維持管理計画及び各施設点検要領（案）（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設）に基づき、以下の区分により健全度評価を実施するものとする。 【砂防関係施設の健全度評価】

健全度評価		判定の内容
	維持管理 計画区分	
健全	A	<p>当該施設に損傷等は発生していないか、軽微な損傷が発生しているものの、損傷等に伴う当該施設の機能及び性能の低下が認められず、対策の必要がない状態。</p>
所見あり	B	<p>当該施設に損傷等が発生しているが、問題となる機能及び性能の低下が生じていない状態。現状では対策を講じる必要はないが、将来対策を必要とするおそれがあるので、定期点検や臨時点検等により、経過を観察する必要がある状態。</p> <p>地すべり防止施設：一部集水管の破損、埋塞</p>  <p>砂防設備： 天端の摩耗 50cm 以下</p>  <p>急傾斜地崩壊防止施設： 局所的なしみ出し 枠内土砂の流出</p>  
要治療	C	<p>当該施設に損傷等が発生しており、損傷等に伴い当該施設の機能低下が生じている、あるいは当該施設の性能上の安定性や強度の低下が懸念される状態。</p> <p>地すべり防止施設：排水機能の低下 集水井の湛水</p>  <p>砂防設備： 天端の摩耗 50cm 超</p>  <p>急傾斜地崩壊防止施設： 顕著な湧水 枠内土砂の多量流出</p> <p>雪崩防止施設： 部材の腐食、破断</p>  
危機	D	<p>当該施設に損傷等が発生しており、施設が有する所定の機能及び性能が確保できなくなった状態。</p>

(3) 施設の重要度（区分）

- 砂防設備 (砂防堰堤及び床固工)
- 地すべり防止施設 (集水井工)

区分の内容	区分	重要度
重要交通網等にかかり 50 戸以上の人家を保全する施設	ii	高
それ以外の施設	i	低

なお、重要交通網等は以下 1～3 のいずれかに該当するものをいう

1. 河川
2. 重要交通網：JR、私鉄、高速道路、国道、都道府県道
3. 公共施設：役場、避難所、社会福祉施設、学校、医療機関

- 急傾斜地崩壊防止施設（法枠工または待受擁壁工が存する急傾斜地崩壊危険区域）
- 雪崩防止施設（施設が存する雪崩危険区域）

区分の内容	区分	重要度
重要交通網等にかかり 20 戸以上の人家を保全する施設	ii	高
それ以外の施設	i	低

なお、重要交通網等は以下 1～3 のいずれかに該当するものをいう

1. 河川
2. 重要交通網：JR、私鉄、高速道路、国道、都道府県道
3. 公共施設：役場、避難所、社会福祉施設、学校、医療機関

(4) 優先度評価

施設の優先度評価は下表により行う。施設の優先度は①→④の順番とし、健全度評価が健全（A）のものは計画対象外とする。

【砂防関係施設の優先度評価】

重要度区分		健全度評価			
重要度 (優先度)	区分	危機	要治療	所見あり	健全
		D	C	B	A
高	ii	①	②	④	計画対象外
低	i		③	⑤	

2) 点検結果

砂防関係施設における健全度評価は以下のとおり。

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

健全度評価 管理施設種別	危機	要治療		所見あり	健全
	D	C		B	A
		ii	i		
砂防設備 (基)	0	4	299	612	2,691
地すべり防止施設 (基)	0	51	162	949	474
急傾斜地崩壊防止施設 (区域)	0	3	23	101	244
雪崩防止施設 (箇所)	0	1	-	24	85
砂防関係施設合計 (箇所)	0	59	484	1,686	3,494

※ 急傾斜地崩壊危険区域および雪崩危険箇所において、同区域(箇所)内に複数の施設を有する場合は、最も機能低下している施設の判定をその区域(箇所)の健全度評価としている。

**2-8-3 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- ◇ 点検結果に基づく健全度評価が要治療（C）となっている施設のうち、重要度区分が ii であるものを重点的・集中的な補修更新等に着手し、早期の機能回復を図る。
- ◇ 点検結果に基づく健全度評価が要治療（C）となっている施設のうち、重要度区分 i については、巡視等による劣化の進行及び周辺地形の変状を監視し、周辺地形の変状が確認され緊急度が高まった場合、補修更新等に着手する。
- ◇ 健全度評価が所見あり（B）、健全（A）の施設については、点検において、劣化の進行を監視する。
- ◇ 健全度評価が危機（D）の施設については、随時対応する。

**2-8-4 達成目標**

1) 目標

砂防関係施設の現況施設数及び5年後の目標施設数は以下のとおり。

管理施設種別	健全度評価	要治療（C）となっている施設のうち 施設の重要度がiiのもの		
		現況施設数 (ア)	うちR12までに着手	
			目標施設数 (イ)	率 (イ/ア)
砂防設備	(基)	4	4	100%
地すべり防止施設	(基)	51	51	100%
急傾斜地崩壊防止施設	(区域)	3	3	100%
雪崩防止施設	(箇所)	1	1	100%
砂防関係施設合計	(箇所)	59	59	100%

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間までに、砂防関係施設の健全度評価が要治療（C）で重要度区分が高いものの補修更新等に着手する。なお、計画策定後に、優先度が高い新たな要治療施設や危機施設を把握した場合は、その措置を優先する。

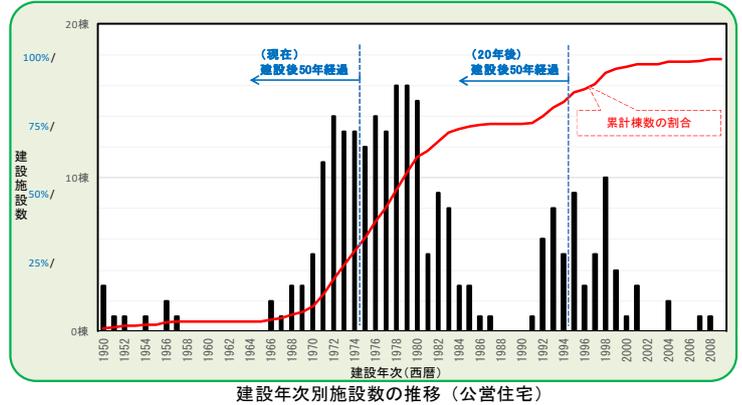
## 2-9 公営住宅等長寿命化計画

### 2-9-1 施設の現状

新潟県が管理する公営住宅は、令和7年3月31日現在、249棟5,241戸あり、これらの多くは1970年代前半から1980年代前半に建設されている。

このうち、建設後50年以上が経過した高齢化施設は、今から20年後の令和27年（2045年）には全体の約88%を占めることとなる。

このため、今後、建物の老朽化が一斉に進行することから、適切かつ投資効果の高い維持・修繕工事を行うことが、ますます重要となっている。



【現況施設数と高齢化施設数（令和7年3月31日現在）】

管理数(棟)	高齢化施設数			
	現在		20年後	
	施設数(棟)	率	施設数(棟)	率
249	86	34%	219	88%

### 2-9-2 劣化状況（施設状態）

#### 1) 点検の考え方

##### (1) 点検内容及び必要頻度

- 県では、建築基準法に基づく定期点検（3年に1回）を実施するとともに、日常的な管理を依頼している市へのヒアリング等を通じて、各施設の状態把握に努めている。
- 定期点検とは、屋根や外壁に加え、給排水、電気及びガスなどの建築設備を含めた建築物全体を点検するものである。

##### (2) 点検結果による健全度評価

- 既存ストックの長寿命化を図る上で重要であり、面的な改修が求められる屋上防水、外壁、給水設備及び排水設備の4項目を主要部位とし、健全度を評価する。
- なお、主要部位以外の照明器具や換気扇などの部分的な設備については、管理市による点検等により監視を行い、補修が必要と認められた場合には、日常修繕等で対応することし、評価の対象外とする。

【公営住宅の健全度評価】

健全度		要治療	所見あり	健全
		劣化等の損傷が認められ、施設機能に支障が生じる可能性がある	軽微な劣化等が認められるが、施設機能に支障はない	劣化等の損傷が認められず、施設機能に支障はない
判定	屋上防水	D 要補修	B 経過観察	A 措置なし
	外壁		C 精密調査	
	給排水設備	20年以上経過（給・排水管共）	20年以上経過	給・排水管共に改修済

ア 屋上防水

評価区分	要治療	所見あり	健全
状態 (事例)	防水層の損傷・破断が認められる	トップコート等の劣化が認められる	正常な状態
対応例	全面的な改修工事が必要	軽微な対応又は引き続き経過観察しながら、計画的な修繕が必要	(特に措置は不要)
状況 (写真)			

イ 外壁

評価区分	要治療	所見あり	健全
状態 (事例)	鉄筋の爆裂によりモルタルが落下している	表層塗材が剥がれ、放置すると外壁の劣化が進行	正常な状態
対応例	全面的な改修工事が必要	引き続き経過観察しながら、計画的な修繕が必要	(特に措置は不要)
状況 (写真)			

ウ 給水設備・排水設備

評価区分	要治療	所見あり	健全
状態 (事例)	水質が不適正又は漏水等の発生	設置から20年以上経過	正常な状態
対応例	配管の入替などの改修工事が必要	法定の水質検査等による監視又は排水管の洗浄	(特に措置は不要)

(3) 施設の重要度区分

多くの入居者が生活している県営住宅において、施設の老朽化により外壁落下の危険や漏水が発生した場合、生活に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、施設の重要度区分については、新潟県公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕サイクルにより、判断するものとする。

【施設の重要度区分】

重要度	内 容	区 分
高 ↑ ↓ 低	修繕サイクル*を経過	(ii)
	上記以外	(i)

\* 新潟県公営住宅等長寿命化計画に定める修繕周期（屋上防水・外壁：20年、給排水設備：35年）を経過したもの

(4) 優先度評価

優先度評価は、「重要度区分」と「健全度評価」によって行う。

【優先度評価】

重要度区分	健全度評価		
	要治療	所見あり	健全
(ii)	①	③	計画対象外
(i)	②	④	

優先度評価は、①⇒④の順とし、健全度評価の「健全」は計画対象外とする。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和7年3月31日現在）】

点検実施数(棟)	重要度区分	要治療(棟)	所見あり(棟)	健全(棟)
249	(ii)	64	54	23
	(i)	42	66	

### 2-9-3 計画内容

#### 1) 実施方針・補修更新の進め方

- 公営住宅については、外壁落下や漏水発生など入居者の生活に支障を及ぼすことがないよう安全・安心を重要視し、優先的に補修更新を実施する。
- 健全度評価が「要治療」の施設のうち、重要度区分（ii）であるものを重点的・集中的な補修更新等に着手し、早期の解消を図る。
- 健全度評価が「要治療」の施設のうち、重要度区分（i）については、定期点検及び管理市等による点検により監視し、入居者の日常生活に支障を及ぼすおそれがある場合には、補修更新等に着手する。
- 優先順位が低い「所見あり」の施設は、定期点検及び管理市等による点検により監視し、適宜、必要な補修等を行いながら対応する。入居者の日常生活に支障を及ぼすおそれとなった場合には、補修更新を検討する。なお、特に外壁については、落下により入居者や周辺住民等へ危害が及ぶことがないように、専門業者による打診調査等を実施する。
- 屋上防水、外壁、給水設備及び排水設備以外の照明器具や換気扇など部分的な設備については、定期点検及び管理市による点検等により監視し、補修が必要と認められた場合は、日常修繕で対応する。

### 2-9-4 達成目標

#### 1) 目標

現況施設数(棟) (ア)	要 治 療	
	うち令和 12 年度までに着手	
	目標施設数(棟) (イ)	率 (イ/ア)
64	64	100%

※ 計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間までに、健全度評価が「要治療（ii）」の補修更新（優先度評価①）に着手する。

なお、計画策定後に、優先順位が高い新たな要治療施設を把握した場合には、その措置を優先する。

2-10 流域下水道施設維持管理計画

2-10-1 施設の現状

新潟県が管理する流域下水道は、令和7年3月31日現在、管路施設が267km、終末処理場が7施設、中継ポンプ場が33施設あり、これらは昭和49年に整備を始めて以降、順次整備を進め供用してきた。

管路施設は30年を経過すると不具合の発生確率が上がるといわれており、現時点で該当するものは全体の34%であるが、10年後には76%に達し、補修や更新にかかる費用の増加が予想される。



建設年次別施設延長の推移（管路）

【管路施設 整備から30年経過施設数（令和7年3月31日現在）】

管理数 [km]	整備から30年を経過する施設			
	現在		10年後	
	施設数 [km]	率	施設数 [km]	率
267	92	34%	202	76%

また、終末処理場や中継ポンプ場の機械・電気設備は、標準耐用年数を15年とするものがほとんどで、すでに大半が供用から15年を超えている。これまで小修繕や補修更新を行い、機能維持を図ってきたが、今後の対象施設のさらなる増により、補修更新費用の増加が予想される。

【終末処理場・中継ポンプ場 供用から15年経過施設数（令和7年3月31日現在）】

施設名	管理数 [施設]	機械・電気設備の供用から15年を経過する施設			
		現在		10年後	
		施設数 [施設]	率	施設数 [施設]	率
終末処理場	7	7	100%	7	100%
中継ポンプ場	33	26	79%	33	100%

## 2-10-2 劣化状況（施設状態）

### 1) 点検の考え方

#### (1) 点検内容及び頻度

流域下水道施設の点検内容及び施設管理は以下の手法で行っている。

- ・状態監視保全：劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じた対策を行う。
- ・時間計画保全：各施設の特性に応じて予め定めた周期により対策を行う。
- ・事後保全：異状の兆候や故障の発生後に対策を行う。

日常的な巡視による状況把握の他、「新潟県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管路施設は状態監視保全とし、腐食環境下では5年に1回、それ以外では10年に1回の頻度で点検を実施する。

終末処理場・中継ポンプ場の機械設備は状態監視保全とし、7年に1回の頻度で点検を実施する。電気設備は点検による劣化状況の把握が困難なため、時間計画保全としている。

#### (2) 点検結果による健全度評価

管路施設は「緊急度」、終末処理場・中継ポンプ場は「健全度」（以下、「健全度（下）」という）を用い、それぞれ4段階、5段階に細分化して評価する。

#### ○管路施設の健全度評価

管路施設の点検結果（腐食、たるみ、破損、浸入水等）を劣化ランク A、B および C で判定し、1 スパン（マンホールとマンホールの間）における劣化ランク状況から緊急度を評価する。

なお、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け実施された下水道課路の全国特別重点調査（管径 2m 以上、設置から 30 年以上経過した管が対象）においては、強化された判定基準により緊急度を評価する。

【管路施設の健全度評価】

健全度評価		判定の内容	状況（写真）
	下水道区分		
健全	劣化なし	不具合なし。 (ランク A~C なし)  写真 完成直後で劣化なし	
所見あり	緊急度 III	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる。 (1 スパンにランク C まで、もしくはランク B が1 箇所以内) 写真 ランク C：表面が荒れた状態	
要治療	緊急度 II	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる。 (1 スパンにランク B が2箇所以上、もしくはランク A が1 箇所以内) (1 スパンにランク B が1 箇所以上(※)) 写真 ランク B：表面に骨材露出状態	
	緊急度 I	すみやかに措置が必要。 (1 スパンにランク A が2箇所以上) (1 スパンにランク A が1 箇所以上(※)) 写真 ランク A：鉄筋が露出状況	
危機	—	管きよ閉塞など流下機能の喪失。  写真 管きよの破損状況	

※ 令和7年度実施の全国特別重点調査の対象（管径2m以上、設置から30年以上経過した管）については、※印に示す判定基準により評価する。

○終末処理場・中継ポンプ場の健全度評価

・機械設備

機械設備の点検結果（発錆、腐食、損傷、振動、騒音、がたつき等）から、不具合の程度により、設備の健全度（下）を評価する。

【処理場・ポンプ場施設の健全度評価（機械設備）】

健全度評価		判定の内容	状況（写真）
下水道区分			
健全	健全度 （下）5	設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。  完成直後 （自家発電設備）	
	健全度 （下）4	安定運転ができ、機能上問題がないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。  部分的な劣化状況 （水処理汚泥掻き機）	
所見あり	健全度 （下）3	劣化が進行しているが、機能は確保出来る状態。機能回復が可能。  面的な発錆状況 （ガスタンク外壁）	
要治療	健全度 （下）2	機能が発揮出来ない状態。または、いつ機能停止してもおかしくない状態等。機能回復が困難。  劣化が進行した状況 （熱交換器伝熱管）	
危機	健全度 （下）1	著しく劣化している。機能停止。  機器の破損による運転不能 （汚水ポンプ）	

・電気設備

点検による劣化状況の把握が困難であることから、突発的な呼称が発生しないよう、「新潟県流域下水道ストックマネジメント計画」に定める耐用年数の経過により評価する。

(3) 施設の重要度 (区分)

○管路施設の重要度区分

管路施設の重要度区分は損傷リスクの高さや事故発生時の社会的影響の大きさにより区分する。

【管路施設の重要度区分】

区 分		区分の内容	重要度
重 要	(i)	損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路 (令和7年度実施の「下水道管路の全国特別重点調査」の対象(※)) (※口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路)	大
その他	(ii)	上記以外の下水道管路	小

○終末処理場・中継ポンプ場の重要度区分

終末処理場・中継ポンプ場の重要度区分は行わない。

(終末処理場・中継ポンプ場は、機能不全に陥った場合、公共用水域への未処理汚水の流出による水質悪化や水道の取水制限・使用制限など県民の日常生活を脅かすため)

(4) 優先度評価

○管路施設の優先度評価

重要度区分と健全度評価により、管路施設の優先度評価を行う。

【管路施設の優先度評価】

重要度区分		健全度評価				劣化なし
		危機	要治療		所見あり	
		—	緊急度 I	緊急度 II	緊急度 III	
重 要	(i)	①	②	③	⑥	計画対象外
その他	(ii)		④	⑤		

優先度評価は①→⑥とし、健全度評価の【健全】は対象外とする。

○終末処理場・中継ポンプ場の優先度評価

・機械設備

健全度評価により、終末処理場・中継ポンプ場（機械設備）の優先度評価を行う。

【終末処理場・中継ポンプ場（機械設備）優先度評価】

管理区分	健全度評価				
	危機	要治療	所見あり	健全	
	健全度 (下) 1	健全度 (下) 2	健全度 (下) 3	健全度 (下) 4	健全度 (下) 5
—	①	②	③	計画対象外	

優先度評価は①→③とし、健全度評価の【健全】は対象外とする。

・電気設備

「新潟県流域下水道ストックマネジメント計画」に定める耐用年数を経過した設備を優先して更新する。

2) 点検結果

【現況値（点検結果による区分）令和7年3月31日現在】

（単位：km）

対象区分	危機	要治療	所見あり	健全
管路施設（i）	0	6	163	96
管路施設（ii）		2		

（単位：施設）

対象区分	危機	要治療	所見あり	健全
終末処理場	0	7	0	0
中継ポンプ場	0	3	24	6
計	0	10	24	6

### 2-10-3 計画内容

#### 1) 実施方針・補修更新の進め方

- ・施設の機能保全を前提に、補修更新は優先度評価の高い施設から実施する。
- ・現時点の点検結果では【危機】の施設がなく、【要治療】の施設を対象に補修更新を進めていく。
- ・管路施設については、損傷リスクが高く、事故発生時の社会的影響が大きい大口径管路の要治療箇所の対策を優先的に進める。また、電気設備（終末処理場・中継ポンプ場）は耐用年数を経過した施設を対象に計画的な更新を進めていく。
- ・【危機】の施設が新たに発生した場合はすみやかに補修更新を実施する。
- ・【所見あり】の施設は、巡視や定期メンテナンス等で劣化の進行を監視し、損傷があった場合は甚大化に至らないよう対応する。

### 2-10-4 達成目標

#### 1) 目標

(単位：km)

要治療			
対象区分	現況施設数 (ア)	うち令和12年度までに着手	
		目標施設数 (イ)	率 (イ/ア)
管路施設	6	6	100%

(単位：施設)

要治療			
対象区分	現況施設数 (ア)	うち令和12年度までに着手	
		目標施設数 (イ)	率 (イ/ア)
終末処理場	7	7	100%
中継ポンプ場	3	3	100%
計	10	10	100%

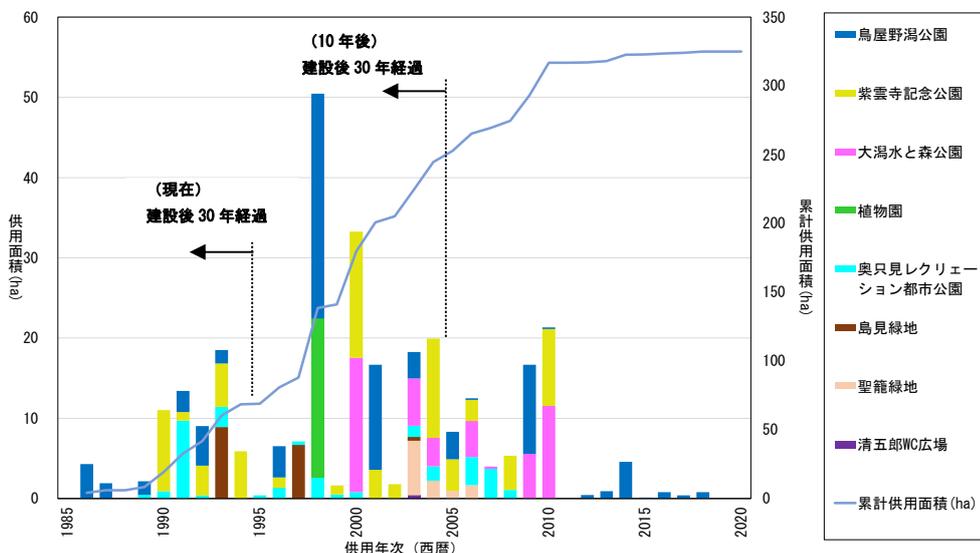
計画期間までに、【要治療】（管路施設の優先度評価②と③、終末処理場・中継ポンプ場（機械設備）の優先度評価②）の補修更新、耐用年数を経過した終末処理場・中継ポンプ場（電気設備）の更新に着手する。

## 2-11 都市公園施設（建築物）維持管理計画

### 2-11-1 施設の現状

新潟県が管理する都市公園は、全8公園（令和6年3月31日現在）あり、これらの多くは1980年代後半から2000年代前半に建設された。

現在、建設後30年以上経過する公園（高齢化施設）は、4公園であるが、10年後の令和16年（2034年）には8公園に増加し、特に、新潟スタジアム、植物園等の建築物は、今後、高齢化による補修・更新などの維持管理費用が膨大になることが予想される。



【年次別都市公園の供用面積の推移】

【現況施設数と高齢化施設数（令和6年3月31日現在）】

管理数 (公園)	高齢化施設数			
	現在		10年後	
	施設数(公園)	率	施設数(公園)	率
8	4	50%	8	100%

【主な大規模建築物の経過年数（令和6年3月31日現在）】

施設名称	建設後の経過年数	経過年数		備考
		現在	10年後	
植物園		25年	35年	平成10年7月竣工
新潟スタジアム		23年	33年	平成13年3月竣工
野球場		14年	24年	平成21年6月竣工

**2-11-2 劣化状況（施設状態）**

1) 点検の考え方

(1) 点検内容及び必要頻度

特定建築物やその設備は、日常的なパトロールによる状況把握や建築基準法等の関係法令に基づく定期点検を実施し、施設の状況を把握する。また、公園管理事務所やトイレ等については、概ね5年に1回の頻度で、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)（国土交通省都市局公園緑地・景観課）」（以下「指針(案)」という。）に基づき点検を実施し施設の状況を把握する。

- ・ 特定建築物（新潟スタジアム、野球場、植物園等）                      3年に1回（建築基準法）
- ・ 特定建築物の建築設備    1年に1回（建築基準法）
- ・ 上記以外（公園管理事務所、トイレ等）                                      概ね5年に1回（指針(案)）

(2) 点検結果による健全度評価

指針(案)等に基づき、施設ごとの劣化の進行具合や損傷の状況、安全性等を確認し、補修もしくは更新の必要性について、総合的な健全度を A～Dの4段階で評価する。健全度の評価区分は下表に示すとおり。

「健全」	<p>A：全体的に健全である。</p> <p>緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。</p>
「所見あり」	<p>B：全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。</p> <p>緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。</p>
「要治療」（中度）	<p>C：全体的に劣化が進行している。</p> <p>現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。</p>
「要治療」（重度）	<p>D：全体的に顕著な劣化である。</p> <p>重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。</p>

【都市公園施設（建築物）の健全度評価】

健全度評価		判定の内容	
	区分	コンクリート	鋼材
健全	A	 <p>躯体・塗装とも良好な状態である</p>	 <p>錆の発生は見られない</p>
所見あり	B	 <p>外壁仕上げ材の剥離、塗装退色が進んでいる</p>	 <p>全体的に塗膜劣化が進行し、部分的に錆が発生している</p>
要治療 (中度)	C	 <p>躯体に顕著なひび割れが発生しているが、錆汁や鉄筋露出までには至っていない</p>	 <p>全体的に塗膜劣化が進行し、部分的に断面減少が発生している</p>
要治療 (重度)	D	 <p>躯体に2mm以上のひび割れが生じ、剥落の恐れがある</p>	 <p>全体的に断面減少が発生している</p>

※「判定の内容」は、公園施設長寿命化計画策定指針(案)健全度調査・判定事例集（国土交通省都市局公園緑地・景観課）から引用

（3）施設の重要度（区分）

施設の機能保全を前提に、限られた予算のなかで施設の特性や重要度に応じた管理を行うため、「施設の重要度」と「管理運営に対するリスクの大きさ」の評価から、「管理区分」を1～3の3段階に設定する。

「施設の重要度」は、施設閉鎖による社会的影響度を重要視し、利用者への影響や施設の代替性、利用料金収入に対する影響を総合的に評価して設定する。

「管理運営に対するリスクの大きさ」は、利用者に対する安全性やサービス水準について評価して、エリア毎に設定する。

なお、施設閉鎖による社会的影響度の特に高い有料公園施設（大規模イベント等が開催される施設）を上位に区分する。

		管理運営に対するリスクの大きさ	
		大 ←	→ 小
		安全性の確保、施設運営に大きな影響を与えるエリア	主に管理者が利用し、利用者に影響が少ないエリア
施設の重要度 ↑ 高 ↓ 低	施設閉鎖による社会的影響度の特に高い有料公園施設	管理区分1	管理区分3
	上記以外の有料公園施設		
	その他の公園施設	管理区分2	

【都市公園施設（建築物）の管理区分のイメージ】

（4）優先度評価

施設の「優先度評価」は、「管理区分」と「健全度評価」によって行う。

【都市公園施設（建築物）の優先度評価】

		健全度評価			
		要治療		所見あり	健全
		(重度)	(中度)		
		D	C	B	A
管理区分	1	①	②	⑤	計画対象外
	2		③	⑥	
	3	②	④	⑦	

優先度評価は、健全度評価が悪い順に、管理区分が高い施設を優先して、①⇒⑦の順とし、健全度評価「健全」は計画対象外とする。

## 2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施数 (施設)	要治療(施設)		所見あり (施設)	健全 (施設)
	(重度)	(中度)		
75	4	16	46	9

### 2-11-3 計画内容

#### 1) 実施方針・補修更新の進め方

- 施設閉鎖による社会的影響度を重要視し、都市公園施設（建築物）の優先度評価を実施する。
- 施設の機能保全を前提として、優先度評価の高い順から補修更新等を実施していく方針とする。
- 健全度評価が要治療の施設（優先度評価①、②）については、引き続き重点的・集中的な補修更新等を実施し、早期の機能回復を図る。
- 健全度評価が要治療（中度）の施設（優先度評価③、④）については、計画的に補修更新等に着手し、計画期間内の機能回復を目指す。
- 所見ありの施設（優先度評価⑤～⑦）については、指定管理者による日常的なパトロールや点検において劣化の進行を監視し、健全度評価が要治療（重度）に移行するなど緊急度が高まった場合は、補修更新等に着手する。
- 建築物以外の遊具等については、指定管理者による日常的なパトロールや点検において劣化の進行を監視し、異常が確認された場合は、監視の強化や必要に応じ補修更新等に着手する。

### 2-11-4 達成目標

#### 1) 目標

現況施設数(施設) (ア)	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数(施設) (イ)	率 (イ/ア)
20	20	100%

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間までに要治療の施設（優先度評価①～④）の補修更新に着手する。

なお、計画策定後に、優先度評価が高い新たな要治療施設を把握した場合は、その措置を優先する。

## 2-1-2 防災情報システム維持管理計画

### 2-1-2-1 施設の現状

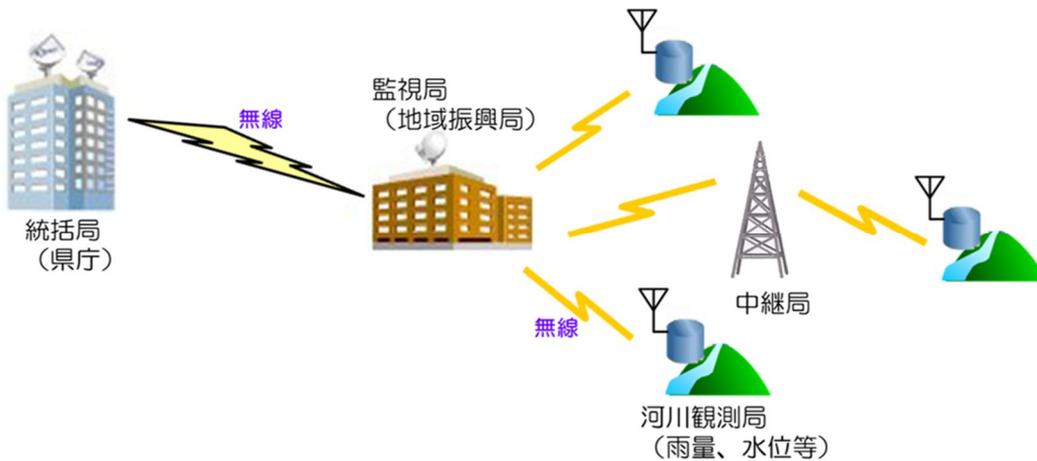
新潟県が管理する雨量・水位等の観測施設は 337 局（令和 6 年 3 月 31 日時点）あり、施設数が多いため、機器の計画的な更新が追いつかない状況である。

このため、現時点において耐用年数を超過している機器が多く、故障や不具合による欠測等が多発する恐れがあり、防災情報の伝達・発信が滞る危険性が高くなっている。

また、機器の耐用年数は5～10年と短いため、今後も修繕や更新などの維持管理費用が膨大になることが予想される。

【現況施設数(令和6年3月31日時点)】

設備区分		局数
統括局（県庁）		1局
監視局（地域振興局等）		18局
中継局		7局
観測局	水位観測局	165局
	雨量局	146局
計		337局



【防災情報システムの通信経路図（イメージ）】

- 統括局：全ての監視局からのデータを集約し、データ公開のための処理等を行うシステムの心臓部。故障すると県内の全データが閲覧できなくなる。
- 監視局：管轄エリア内の全ての観測局からのデータを集約し、統括局へ送信する施設。故障するとエリア内の全データが閲覧できなくなる。
- 中継局：電波状況が悪い山間部等において、観測局と監視局を中継する役割の施設。箇所によっては、複数の観測局のデータをまとめて中継する施設もある。
- 観測局：河川水位や雨量を観測し、データを監視局へ送信する施設。水防法に基づき指定される重要な水位観測局のデータは、避難指示等を発令するための参考情報となるため、確実な情報伝達が必要となる。

**2-1-2-2 劣化状況（施設状態）**

1) 点検の考え方

(1) 点検内容及び必要頻度

電気通信施設点検基準（案）（国土交通省、令和7年3月）に基づき、全施設について1年に1回の点検を実施する。

(2) 点検結果による健全度評価

毎年の点検結果に基づいて健全度を評価する。

なお、電気通信施設点検基準（案）には健全度評価の区分を定めていないため、以下の独自区分A～Cにより評価を実施している。

【防災情報システムの健全度評価区分】

健全度評価		判定の内容	=水位観測局の例=
	区分		
健全	C	変状が発生しておらず、施設の運用に支障のない状態	
所見あり	B	変状が確認されているが、現在施設の運用には支障が生じていない状態	水位計周辺への軽微な土砂の堆積が生じているが、水位の計測には支障がない状態。
要治療	A	変状が確認されており、今後施設の運用に支障が生じる可能性がある状態	水位計が劣化し、まれに欠測や異常値が出ているが、河川水位の情報伝達は可能な状態。
危機	A+	施設が故障し、機能が完全に喪失している状態	水位計が故障し、長期の欠測が発生しているため、河川水位の情報伝達に支障がある状態。

(3) 施設の重要度（区分）

施設の重要度は、機能損失した場合における住民避難への影響度に応じて、「中枢施設」、「主要施設」、「一般施設」、の3つに区分する。

【防災情報システムの重要度区分】

施設区分	内 容	
中枢施設	機能を失った場合、防災情報の伝達が滞り、住民の避難判断に特に重大な影響を及ぼす恐れのある施設	統括局 1 局 監視局 18 局
主要施設	機能を失った場合、防災情報の伝達が滞り、住民の避難判断に影響を及ぼす恐れのある施設	水位観測局(指定)52 局 中継局 7 局
一般施設	機能を失った場合、防災情報の伝達が滞り、住民の避難判断へ影響を及ぼす恐れのない施設	水位観測局(その他)113 局 雨量局 146 局

(4) 優先度評価

施設の健全度評価及び重要度区分により、施設の優先度を評価する。

【防災情報システムの優先度評価】

重要度（区分）	健全度評価			
	危機	要治療	所見あり	健全
中枢施設 （統括局・監視局）	①	②	⑤	計画対象外
主要施設 （中継局・指定水位局）		③	⑥	
一般施設 （雨量局・その他水位局）		④	⑦	

優先度評価については、上表に示す①～⑦の順とする。

(5) 耐用年数による対応

本計画で対象とする施設は電気通信設備であり、耐用年数を超過すると突発的な故障が発生する可能性がある。そのため、故障時の影響が特に大きい「中枢施設」については、耐用年数である10年\*を超過した時点で、健全度によらず計画的な更新に着手する必要がある。

また、「一般施設（雨量局）」については、気象業務法に基づき5年に1回検定の更新が必要であるため、計画的な更新に着手する必要がある。

\*電気通信施設維持管理計画作成の手引き（案）（国土交通省、令和4年3月）において、「河川情報システム」の設置環境等を考慮した寿命が10年とされている。

2) 点検結果

【現況値（点検結果）（令和6年3月31日現在）】

点検実施数 [施設]	健全度評価 [施設]			
	危機	要治療	所見あり	健全
337	0	47*	157	133

\*「中枢施設」14施設、「主要施設」4施設、「一般施設」29施設

**2-1-2-3 計画内容**

1) 実施方針・補修更新の進め方

- 耐用年数による対応が必要な施設については、計画的な更新に着手する。
- 健全度評価が「要治療」の施設については、優先度評価の高い施設から順に、全施設の補修更新に着手する。
- 健全度評価が「所見あり」の施設については、点検や監視等を実施する。
- 健全度評価が「危機」の施設については、随時対応する。

**2-12-4 達成目標**

## 1) 目標

現況施設数 [施設] (ア)	要治療	
	うち令和12年度までに着手	
	目標施設数 [施設] (イ)	率 (イ/ア)
47	47	100%

※計画期間中の点検による要治療施設の増減は見込んでいない。

計画期間までに健全度評価が「要治療」の補修更新（優先度評価②～④）の更新に着手する。

なお、「要治療」以外の施設についても、計画期間中の点検や監視等の結果、「危機」に移行するなど、想定外に緊急度が高まった場合は被害が甚大化する前に対応する。

---

## 新潟県土木部社会資本維持管理計画

2014年 6月策定

2022年 3月改定

2026年 3月改定